



埼環協ニュース

通巻 218 号
(2010 年 9 月号)

埼玉県環境計量協議会

*Saitama Prefectural
Environmental Measurement Conference*

URL <http://www.saikankyo.jp>

目 次

		頁
1	第34回通常総会開催	
	・プログラム、総会資料（抜粋）	---- 1
	・埼玉県環境計量協議会会則	---- 18
	・開催報告	赤木 利晴 ---- 23
	特別講演 「今後の環境保全の在り方」	
	埼玉県環境科学国際センター総長	須藤 隆一 ---- 27
2	価格破壊の功罪（2）	
	・計量証明事業所を3K職場にはしたくない	洗浄ビン ---- 34
3	新任者研修会開催	
	・開催報告	埼環協広報委員会 ---- 37
4	埼玉県情報	
	微量 PCB 混入廃電気機器等の把握支援事業について	---- 42
5	新入会員紹介	
	① 前澤工業(株)開発本部分析センター	---- 47
	② (株)建設技術研究所	---- 50
	③ (株)東京科研	---- 52
6	環境情報	
	・法規制の改正等の情報	若林 潤一 ---- 55
	・日本環境測定分析協会のイベント情報	日環協 ---- 64
7	日環協関東支部 環境セミナー 開催	
	・開催報告	埼環協広報委員会 ---- 65
8	寄稿 ① 幸せとはー1	広瀬 一豊 ---- 71
	② 自己規格化の話	藤田 良廣 ---- 75
	③ 木と樹の徒然記 17	吉田 裕之 ---- 78
		鈴木 竜一
	④ 立ち入り検査時のハプニング	岡崎 成美 ---- 82
	⑤ 熊野古道大峯奥駆完走記	松井 朋夫 ---- 83
9	会員名簿	---- 87
付	変更申込書・読者アンケート・編集後記	---- 97

1. 第34回通常総会開催

埼玉県環境計量協議会 第34回 通常総会・特別講演開催

第34回通常総会・特別講演が、下記の日程内容で開催されました。

開催日時 平成22年5月21日(金)
14:00～15:55(懇親会16:00～18:00)
開催場所 大宮サンパレス
さいたま市大宮区中町1-123
電話:048-642-1122

次 第

1. 開会
2. 成立宣言
3. 会長挨拶
4. 来賓挨拶 埼玉県環境部 部長 星野 弘志 様
埼玉県計量検定所 所長 石島 徹 様
5. 議長選出
6. 議事録署名人の選出
7. 議案
第一号議案 平成21年度事業報告
第二号議案 平成21年度収支決算書
第三号議案 役員の改選
第四号議案 平成22年度事業計画(案)
第五号議案 平成22年度収支予算(案)
第六号議案 会則の改正
その他
8. 閉会

特別講演

「今後の環境保全の在り方」
埼玉県環境科学国際センター 総長 須藤 隆一 様

開会の挨拶

埼玉県環境計量協議会 会長 山崎研一



当協議会の会長を務めさせて頂いております社団法人埼玉県環境検査研究協会の山崎でございます。お蔭様で、後程の事業報告等でご報告申し上げますが、平成21年度予定しておりました埼環協の事業も滞りなく行うことができました。これは、ひとえに会員の皆様の日頃のご理解、ご支援、ご協力の賜物と感謝申し上げます。

それでは、平成22年度第34回の通常総会の開会にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

本日はご公務ご多忙のところ、ご来賓といたしまして埼玉県環境部長 星野弘志 様並びに計量検定所長 石島 徹 様のご臨席を賜り、協議会を代表しまして厚く御礼を申し上げます。また、会員の皆様におかれましても、ご多忙のところ、多数ご参加頂きましたことを重ねて御礼申し上げます。

お蔭様を持ちまして、本協議会は、今年度設立34年目の年を迎えることができました。これはひとえに、本日、ご来賓として御臨席を賜っております埼玉県の環境部並びに計量検定所、また会員事業所の皆様方の御支援の賜物と深く感謝申し上げます。

さて、世界経済は、一昨年に起こりましたアメリカのサブプライム問題を契機としました金融不安による世界同時不況は、中国を初めとした BRICs のいち早い回復とあいまって、昨年の春頃を底として戦後最大の落ち込みから持ち直しに転じ、アメリカの株価も上昇基調にあるように、少なからず回復の兆しが見える状態となってきました。

一方日本経済も、雇用情勢はいまだ厳しいとはいえ、基幹産業の自動車や電気を始めとして多くの業種で在庫の調整が進み、少なからず景気の回復の期待がもてる気配となってきたものと考えられます。

しかし、最近のギリシャの財政危機やユーロ圏諸国へのその影響に対する危惧を原因として世界的な株安や不安定な為替相場が起こっているように、いまだ経済は予断を許さない状況です。

さて、我々の環境計量証明事業の業界を見ますと、ここ数年来続いております競争の激化による測定分析料金の低価格化傾向が益々顕著になってきており、経営環境は以前よりも増してさらに厳しい状況となっています。

この様な状況の下ではありますが、我々環境計量証明事業者は、使命として「環境計量証明の信頼性の確保」に向けた取組みを実施していかなければなりません。そのためには、各々の事業所で人材の育成や設備投資など様々な投資を継続的に行っていかなければならないものと考えます。

埼玉県環境計量協議会といたしましても、環境計量証明事業者の団体として、本年度も信頼性の確保に向けて、“技術者の育成”、“環境計量技術の向上”、“高い信頼性の確保”、“環境計量証明事業の更なる社会的地位向上”の取組みを行い、環境計量証明事業者の使命を達成してまいりたいと考えております。また、先ほど述べましたように、安定した経営環境を維持し信頼性の確保を行うため、測定分析料金の低価格化傾向への対応も、協議会として何らかの取組みを行って行く所存でもございます。会員事業所の皆様におかれましても、協議会の活動へのより積極的なご参加、ご協力、ご支援を賜りますようお願い申し上げます。

さて、本日これより第34回の通常総会を開催致します。何卒、ご審議の程宜しくお願いいたします。ご審議いただく議案としまして、平成21年度の事業報告及び収支決算報告、平成22年度の事業計画(案)及び収支予算(案)、役員改選及び会則の改正と多くの議案をお諮りする予定でございます。本日まで出席いただいております会員事業所の皆様の活発なご討議と忌憚のないご意見を賜りますよう重ねてお願い申し上げます。

また、総会終了後、「今後の環境保全の在り方」というテーマで埼玉県環境科学国際センター総長の 須藤隆一先生 の特別講演も予定されております。どうぞお楽しみにお待ちしております。

終わりに、環境計量証明事業への社会的ニーズは益々高くなっており、より一層の信頼性の確保が求められているものと考えます。埼環協と致しましても、信頼性確保への要求に応えるべく的確な事業活動を行なってまいります所存でございますので、会員事業所の皆様の更なるご支援、ご協力をお願い申し上げます。はなはだ簡単ではございますが、開会の挨拶とさせていただきます。

(以上)

埼玉県環境部長 ご挨拶

埼玉県環境部 部長 星野 弘志 様



皆様こんにちは

ただいまご紹介いただきました埼玉県環境部の星野でございます。

本日は、埼玉県環境計量協議会第34回通常総会が開催されましたこと、誠にありがとうございます。心よりお喜びを申し上げます。

また、山崎会長様をはじめ計量協議会の皆様方には、日頃より環境計量を通して県の環境行政に多大なるご協力をいただいておりますことにこの場をお借りして、厚くお礼申し上げます。

さらに、環境計量ばかりだけでなく、たとえば廃棄物の不法投棄の通報の協定にも参加していただきおり、さまざまな場で環境の普及啓発にもご尽力いただいております。本当に、ありがとうございます。

今回初めて環境計量協議会にご招待していただきましたけれども、計量協議会があることは会報をいつもいただいておりますので存じておりました。いつ呼んでいただけるのかなど、ずっと心待ちにしておりました。須藤総長がいらっしゃるといふことで、初めて呼んでいただきました。本当に長い間私自身も県に入って何年か環境計量の仕事をしておりましたので、非常にシンパシーを感じているところでございますが、なかなか呼んでいただけませんでした。今回は、うれしく思っております。

環境政策を担当しておりますと、環境政策と環境計量というのは、環境対策を進める上で車の両輪であると思います。環境政策にとって、環境計量とは鏡のような存在でございます。環境計量が映し出す環境の姿を見て、こういう対策が必要だなと改めて認識して、いろいろな施策を立案して対策を実施しているわけでございます。そして、その結果がまた環境計量という鏡に映しだされた成果を見て、効果があるのか無いのか、十分なのかの判断をさせていただいております。環境計量がなければ、環境政策も環境対策も進まないというのは事実であります。

環境計量というのは、それ自身も環境という実態を映し出す鏡でもあるわけでございます。鏡で映しだされたものは、けっして環境の実態という実物ではなく虚像でございます。ある一定の条件でサンプリングしたもの、ある一定の条件で解析をしたときに出てきたのが環境計量であるわけです。いかに環境計量が環境の実態を反映したものであるかが、常に問われています。環境の鏡というのは、常に磨いていなければ実態を映し出すことができません。また、その鏡に映し出す角度がより適切でなければ実態を映し出すことができません。そのような意味で、環境計量は常にその技術を磨いていかなければなりません。皆様方、協議会におかれましても、さまざまな研修活動を通じて常に自らの環境計量の鏡を磨き続けていることに対しては誠に心から敬意を表します。環境計量の発展とともに、我々環境政策もしっかりと発展させていかなければならないと認識しています。

環境問題に循環型社会の3R (Reduce、Reuse、Recycle) というものが有名でございます。私は、組織あるいは組織人に対する3Rがあるのではないかと常々思っております。そのひとつは、その組織ないしは組織人の役割、その役割 (Role) をしっかりと意識することが重要であり、その Role を意識したときには、その Role に応じて発生した責任 (Responsibility) というのが生まれてきます。この責任をしっかりと果たしていくことによって、初めて信頼 (Reliance) を得ることが出来ます。この組織の3Rをいかにして回していくことが、常々組織あるいは組織人に求められていることではないかと感じております。我々行政、環境計量協議会の皆様を含めて再度この3Rを果たし、埼玉県そして世界の環境をさらに発展していくことに、引き続きご協力をお願い申し上げます。

結びにあたりまして、埼玉県環境計量協議会のご発展、そして加盟しております各会社様のご発展、本日お集まりの皆様方の益々のご健勝を祈念いたしまして、ご挨拶とさせていただきます。

本日は、誠におめでとうございます。

埼玉県計量検定所長 ご挨拶

埼玉県計量検定所 所長 石島 徹 様



ただいまご紹介をいただきました、計量検定所所長の石島でございます。4月から赴任してまいりました。どうかよろしく申し上げます。

本日は、第34回埼玉県環境計量協議会の通常総会が多くの皆様出席のもと、盛大に開催されたことを心よりお喜び申し上げます。山崎会長様をはじめ皆様方におかれましては、日頃から適正な計量の実施と計量思想の普及に取り組んでいただき、心より感謝と敬意を表するしだいでございます。

一昨年米国に端を発しました金融危機が、日本の実体経済に今なお大きな影響を与えております。景気の低迷により、売り上げの減少など県内企業は厳しい環境状況に置かれています。当事務所が所属しております産業労働局では、このような状況に対応し、製造融資の充実、次世代産業への参入支援を実施するとともに、経営改革、技術支援、企業誘致、創業支援などの企業・産業の競争力強化に取り組むため、県内中小企業約8,000所への企業訪問を実施しているところでございます。ヒヤリングにより生の声を聞いて、県内企業の経営状況をはじめとした課題を把握し、企業・経営者の目線に立った施策の立案に反映させるなど様々な支援策に積極的に取り組んでいるところでございます。

21世紀は環境の時代と言われておりますが、地球温暖化をはじめ生物多様性の問題などの地球環境保全の問題とともに、製品に含まれる有害物質や食品の残留農薬の問題など身近な処で安心安全に対する関心が高まっております。このため、環境計量証明事業者が分析測定する結果の社会的重要性が益々高くなり、環境計量に関する技術の向上、ひいては環境に関する諸問題の改善に資するため、貴協議会の果たす役割は大きく、その意義は深いものがあると確信しております。

当事務所が担っております適正な計量業務におきましては、経済活動の根幹をなすものであります。産業の振興にとってまた、県民の安心安全を確保する上でも不可欠なものであると考えております。適正な計量の実施と計量思想の普及啓発につきましては、協議会の皆様方と行政が一体となって、初めてできるものと考えておりますので、今後とも皆様のより一層のご理解とご支援を賜りますよう、心からお願い申し上げます。

結びに、埼玉県環境計量協議会の益々のご発展と会員の皆様方のご健勝を祈念申しあげまして、ご挨拶とさせていただきます。

本日はおめでとうございます。

第一号議案

平成 2 1 年 度 事 業 報 告

(平成 2 2 年 3 月 3 1 日現在)

1. 会員の状況

入会会員数	な し
退会会員数	5 社
総会員数	5 3 社

2. 役員の状況

会 長	1 名	副会長	2 名		
理 事	9 名	監 事	2 名	計	1 4 名

3. 会 議

(1) 通常総会

第 3 3 回通常総会を平成 2 1 年 5 月 2 2 日さいたま市 大宮サンパレスにおいて開催し、次のことについて審議し可決した。

- ア. 平成 2 0 年度事業報告
- イ. 平成 2 0 年度収支決算書の承認について
- ウ. 役員改選について
- エ. 平成 2 1 年度事業計画の承認について
- オ. 平成 2 1 年度収支予算の承認について

(2) 理事会

「第 1 回」 平成 2 1 年 5 月 1 日 「さいたま市産業振興会館」において開催

- ア. 平成 2 0 年度事業報告及び決算について
- イ. 平成 2 1 年度事業計画（案）及び予算（案）について
- ウ. 役員改選について
- エ. 総会開催について
- オ. その他

「第 2 回」 平成 2 1 年 7 月 3 0 日 「さいたま市産業振興会館」において開催

- ア. ホームページのリニューアルについて
- イ. 埼環協会則の検討について
- ウ. その他

「第3回」 平成21年11月27日 「石和びゅーほてる」において開催

- ア. ホームページの進捗状況について
- イ. 埼環協会則改正について
- ウ. その他

「第4回」 平成22年3月19日 さいたま市産業振興会館において開催

- ア. 平成21年度予算の執行状況について
- イ. 平成22年度事業計画及び予算について
- ウ. 低価格の対応について
- エ. 会員の入会に関して
- オ. その他

4. 事業の概要

(1) 平成21年度新任者教育講座 (出席者 31名)

平成21年7月24日 「さいたま市民会館おおみや」において開催

講師 日環協認定インストラクター (小池技術士事務所) 小池 満 氏

《講座内容》

- ① 環境計量証明事業とは
- ② 正しいデータを出すために
- ③ 計量法を始めとした関係法令について
- ④ 新任者として身につけるべきスキル
- ⑤ その他

(2) 平成21年度研修見学会 (出席者 20名)

平成21年9月11日

- ① リオン株式会社
- ② サントリー武蔵野ビール工場見学

(3) 第27回 研究発表会 (出席者 47名)

平成21年10月23日 さいたま市 大宮サンパレスにおいて開催

《研究発表》

- ① デジタル表示分光光度計を用いる吸光光度法の定量下限
(株)ジャパンエナジー 精製技術センター 村井 幸男 氏
- ② 還元性物質を含む土壌溶出量試験液の六価クロム測定方法について
内藤環境管理(株) 環境分析部 竹下 尚長 氏
- ③ 埋立廃棄物に起因する地下水ダイオキシン類及び地下水挙動調査
エヌエス環境(株) 技術本部 大塚 武司 氏
- ④ 排ガス中のダイオキシン類の試料採取方法の検証
(社) 埼玉県環境検査研究協会 横濱 直樹 氏

《技術委員会報告》

共同実験のまとめ

「懸濁及び溶存状態の鉄化合物を含む水試料中の溶存鉄定量」

「水試料中の溶存マンガン定量」

(株)ジャパンエナジー 精製技術センター 村井幸男氏

《特別講演》

演題 「環境水中のウイルスの挙動とノロウイルスの感染経路」

講師 (財)北里環境科学センター微生物部 部長 矢野一好氏

(4) 合同研修会 (出席者 26名)

平成21年11月27日～28日 山梨県「石和びゅーほてる」において合同研修会(総務・業務・技術・広報)を開催

研修内容

ア. 業務委員会主管研修

「環境計量証明書発行に関するリスク管理」

講師 内藤環境管理(株) 鈴木竜一氏

イ. 技術委員会主管研修

「薬品・廃棄薬品の取扱管理」

講師 関東化学(株) 菅原健一氏

ウ. 合同研修

「流れ分析 JIS 化の動向」

講師 ビーエルテック(株) 菅原昇氏

(5) 新春講演会 (出席者 47名)

平成22年1月29日 さいたま市 大宮サンパレスにおいて開催

ア. テーマ「不法投棄の現状とその対策について」

講師 埼玉県環境部産業廃棄物指導課 中出功氏

イ. テーマ「常識からの脱却による新しい発想」

講師 摂南大学学長付客員教授 宮田秀明氏

(6) 「計量のひろば」への参加

平成21年11月1日 大宮西口1階ひろばにおいて開催

埼玉県計量協議会主催の行事に協賛団体として参加

大声コンテスト等の企画を行った

(7) ホームページの更新・運営

埼環協ホームページの更新を行った(平成21年11月20日リニューアル)。

アクセス数は月間平均2000件。

(8) 埼環協ニュース等の発行

埼環協通信の会員への発行(12回)

埼環協ニュースの会員及び関係機関への配布(3回)

(9) 委員会活動

ア. 業務委員会

回数	開催日	議 題 ・ 議 事	出席者
1回	平成 21 年 6 月 5 日	1. 埼環協ニュースの配布先確認、役割分担 2. 新任者研修会の役割分担 3. 埼環協ホームページのリニューアルについて	8 名
2回	平成 21 年 7 月 10 日	1. 埼環協ニュースの配布先確認 2. 新任者研修会について 3. 埼環協ホームページのリニューアル 4. その他	11 名
3回	平成 21 年 9 月 18 日	1. 埼環協ホームページについて 2. 計量のひろばについて 3. 合同研修会について	8 名
4回	平成 21 年 10 月 9 日	1. 計量のひろば当日のスケジュール 2. 埼環協ホームページについて 3. 合同研修会について	8 名
5回	平成 22 年 2 月 12 日	1. 埼環協ホームページについて 2. 来年度の予定について	10 名

イ. 技術委員会

回数	開催日	議 題 ・ 議 事	出席者
1回	平成 21 年 5 月 27 日	1. 総会、理事会報告 2. 「不確かさ講習会」報告 3. 研修見学会について 4. 研究発表会について 5. 共同実験について 6. その他	14 名
2回	平成 21 年 7 月 8 日	1. 共同実験について 2. 研修見学会について 3. 研究発表会について 4. その他	14 名
3回	平成 21 年 8 月 19 日	1. 共同実験について 2. 研修見学会について 3. 研究発表会について 4. その他	12 名
4回	平成 21 年 10 月 7 日	1. 共同実験について 2. 研修見学会報告 3. 研究発表会について	14 名

5回	平成 21 年 12 月 9 日	4. 合同研修会について 5. その他 1. 研究発表会報告 2. 共同実験について 3. 合同研修会報告 4. その他	11 名
6回	平成 22 年 2 月 24 日	1. 共同実験について 2. 埼環協ホームページについて 3. 平成 22 年度の行事について 4. 来年度の委員長・副委員長について	11 名

ウ. 総務委員会

回数	開催日	議 題 ・ 議 事	出席者
1回	平成 21 年 7 月 10 日	1. 書記の選出 2. 平成 21 年度合同研修会について 3. 平成 21 年度新春講演会について 4. その他	9 名
2回	平成 22 年 3 月 12 日	1. 平成 22 年度行事予定について 2. 平成 21 年度行事の反省について 3. その他	7 名

エ. 広報委員会

回数	開催日	議 題 ・ 議 事	出席者
1回	平成 21 年 4 月 14 日	1. 埼環協ニュース 214 号の発送 2. 埼環協ニュース 215 号の内容検討	10 名
2回	平成 21 年 7 月 15 日	1. 埼環協ニュース 215 号の内容検討	7 名
3回	平成 21 年 9 月 8 日	1. 埼環協ニュース 215 号の発送 2. 編集委員長持ち回りについて 3. 埼環協ニュース 216 号の内容検討	6 名
4回	平成 21 年 12 月 2 日	1. 埼環協ニュース 216 号の内容検討	5 名
5回	平成 22 年 1 月 15 日	1. 埼環協ニュース 216 号の発想 2. 埼環協ニュース 217 号の内容検討	8 名

5. 行政及び関係団体

(1) 埼玉県関係

環境行政への協力を埼環協として積極的に行う」との趣旨から、平成 21 年 7 月 28 日に埼玉県と「廃棄物不法投棄の情報提供に関する協定」を締結

(2) 首都圏環境計量協議会連絡会関係

① 会議への参加

平成 21 年 5 月 27 日

平成 21 年 12 月 8 日

平成 22 年 3 月 18 日

② 研修見学会の参加（5名参加）

平成 21 年 9 月 10 日

日本三奇橋の一つの猿橋見学

東京電力葛野川発電所及び葛野川ダムの見学

(2) 賀詞交歓会参加

① 社団法人埼玉県計量協会

平成 22 年 1 月 20 日

② 首都圏環境計量協議会連絡会

東京都環境計量協議会 平成 22 年 1 月 19 日

神奈川県環境計量協議会 平成 22 年 1 月 27 日

千葉県環境計量協会 平成 22 年 1 月 22 日

(2) 社団法人埼玉県計量協会・埼玉県

平成 21 年 11 月 1 日に社団法人埼玉県計量協会・埼玉県共催の「2009 県民計量ひろば」に協賛、参加。

第二号議案

平成 21 年度収支決算

自 平成 21 年 4 月 1 日 ~ 至 平成 22 年 3 月 31 日

収 入

(単位：円)

科 目	予算額	事業収入	合計予算額	決算額	差 異	備 考
収 入	前期繰越金	2,953,802		2,953,802	0	
	会 費	2,850,000		2,800,000	50,000	56社×5万円
	雑 収 入	8,000		6,166	1,834	預金利息
	補助金収入	50,000		50,000	0	日環協
	事業収入		1,218,000		1,218,000	0
収入の部合計	5,861,802	1,218,000	7,079,802	7,027,968	51,834	

支 出

(単位：円)

科 目	予算額	事業収入	合計予算額	決算額	差 異	備 考	
事 業 費	研修見学・講習会	920,000	895,000	1,815,000	1,662,344	152,656	協議会行事等
	協力関係費	278,000		278,000	252,000	26,000	首都圏恵 計量協会
	委員会活動費	1,570,000	323,000	1,893,000	1,869,880	23,120	各種委員会活動
	事業費合計	2,768,000	1,218,000	3,986,000	3,784,224	201,776	
会 議 費	100,000		100,000	146,008	△46,008	理事会会場代等	
事 務 費	印 刷 費	120,000		120,000	1,575	118,425	封筒印刷代等
	通 信 費	40,000		40,000	29,290	10,710	切手等の通信費
	消耗品費	20,000		20,000	20,000	0	コピー用紙代等
	事務委託費	200,000		200,000	200,000	0	事務局委託費
	雑 費	20,000		20,000	8,755	11,245	振込手数料等
事務費合計	400,000		400,000	259,620	140,380		
雑 費	雑 費	50,000		50,000	11,033	38,967	功労賞記念品等
	雑費合計	50,000		50,000	11,033	38,967	
予 備 費	2,543,802		2,543,802	486,150	2,057,652	ホームページ作成費	
支出合計	5,861,802	1,218,000	7,079,802	4,687,035			
次期繰越金				2,340,933			
支出の部合計	5,861,802	1,218,000	7,079,802	7,027,968	51,834		

会 計 監 査 報 告 書

平成 21 年度収支決算書について、詳細監査の結果相違ないことを認めます。

平成 22 年 5 月 14 日

監 事 山根技研株式会社

監 事 アルファラボラトリー株式会社

根 岸 哲 典
清 水 学



第三号議案

役員改選

倭文秀一理事の退任に伴い、理事候補者について、平成 22 年 3 月 19 日開催の理事会において、下記のとおり推薦することを決定したので提案いたします。

記

理事 浄土真佐実（新任）

（任期：平成 22 年 5 月 21 日から次期改選まで）

第四号議案

平成 22 年度事業計画（案）

埼玉県環境計量協議会（埼環協）は設立以来 34 年を迎え、また新たな年度を迎えることができました。

昨年度は、中東のドバイで金融危機が起こるなど、一昨年アメリカで起こったサブプライムローン問題に端を発した金融不安やそれに伴う世界的な不況の波が続き、いち早く景気が回復した中国等の新興国を除き、欧米各国を始めとして我が国でも景気回復の兆しが見えない一年でした。特に我が国においては、デフレスパイラルの悪循環によって経済は低迷し、企業収益の悪化や景気の先行き不安による雇用調整、設備投資の抑制等が続き、巷では景気の二番底がささやかれたなど、依然として景気回復の兆しが見えない厳しい状況でありました。今年に入っても、ギリシャの財政不安を契機とした世界的な同時株安や為替相場でのユーロ安など、相変わらず不安定な経済状況が続いています。

このような厳しい経済状況の中、我が国では新たな雇用の創出を可能とする成長分野として、福祉の分野と共に環境分野が取り上げられています。地球温暖化問題、生物多様性の問題と、環境問題は人類が持続的に発展するためには避けて通れない課題です。しかしながら、環境分野の一つであります環境計量証明事業の業界は、ここ数年来続いています

競争の激化やそれに伴う分析料金の低価格化傾向がますます進んできており、このことは更なる企業収益の悪化をもたらし、益々厳しい経営環境になると思われます。

我々環境計量証明事業者は、このような厳しい経営環境の下でも、時代のニーズと社会的使命を真摯に捉え、環境保全に貢献するため、技術者の育成や技術レベルの向上、高い分析精度の確保等を継続的に進めていかなければなりません。

埼玉県環境計量協議会は、環境計量証明事業者の団体として、今年度も研究発表会、各種研修会・講習会の開催、共同実験（クロスチェック）の実施等の事業を通じ、更なる技術の向上、精度管理の充実による高い信頼性の確保に努めることとします。また、そのために、昨今の環境計量証明事業の分析料金の著しい低価格化に対し、その解決に向けた取り組みも積極的に行ってまいります。さらに、埼環協ニュース、埼環協通信の発行やホームページの運営を通して、顧客を始めとしたステークホルダーへの広報活動を積極的に推進します。

平成 22 年度は、環境計量証明事業の適切な運営、発展を図るために、埼玉県環境計量協議会として次の事業を行います。

1. 研究発表会、講習会、研修見学会等の研修会の開催
2. 共同実験の実施
3. 講演会、懇談会の実施
4. 各種委員会活動の実施
5. 環境計量証明事業の信頼性確保を担保するための分析料金への取組
6. ホームページの運営
7. 情報発信（埼環協ニュースの発行、埼環協通信の発行）
8. 行政施策及び主催行事への協力
9. 関連団体事業への協力
10. その他協議会に関する事

第五号議案

平成 22 年度収支予算 (案)

自 平成 22 年 4 月 1 日

至 平成 23 年 3 月 31 日

収 入

(単位：円)

科 目		平成 22 年度予算額	備 考
収入	前期繰越金	2, 3 4 0, 9 3 3	
	入 会 金	0	
	会 費	2, 6 5 0, 0 0 0	53 社×50,000 円
	雑 収 入	4, 0 0 0	預金利息
	事業収入	1, 1 6 0, 0 0 0	参加費
収 入 合 計		6, 1 5 4, 9 3 3	

支 出

(単位：円)

科 目		平成 22 年度予算額	備 考
事業費	研修見学・講習会	1, 6 8 0, 0 0 0	各種協議会行事等
	協力関係費	2 5 8, 0 0 0	首都圏環協連、計量協会等
	委員会活動費	2, 0 1 0, 0 0 0	各種委員会活動
	事業費合計	3, 9 4 8, 0 0 0	
会 議 費	1 3 0, 0 0 0	理事会会場費等	
事務費	印 刷 費	1 2 0, 0 0 0	封筒印刷代等
	通 信 費	4 0, 0 0 0	切手等の通信費
	消耗品費	2 0, 0 0 0	消耗品代等
	事務委託費	2 0 0, 0 0 0	事務局委託費
	雑 費	2 0, 0 0 0	
	事務費合計	4 0 0, 0 0 0	
雑 費	雑 費	5 0, 0 0 0	慶弔関連費等
	雑費合計	5 0, 0 0 0	
予 備 費		1, 6 2 6, 9 3 3	
支 出 合 計		6, 1 5 4, 9 3 3	

第六号議案

会 則 の 改 正

会則を別添1のとおり改正することを提案します。

主な改正点

- (1) 理事会が定める委員会（総務委員会、広報委員会、業務委員会、技術委員会及び特別委員会）の委員長及び副委員長は理事が任にあたることとなっていましたが、第5条及び第15条で原則として理事が任にあたることとし、理事と各種委員会の委員長及び副委員長の職務役割を明確に区分したこと。
- (2) 第6条の会員の構成に関し、議決権のない賛助会員を加えたこと。
- (3) 第9条の自動退会に関し、自動退会の該当要件としての本会の目的から逸脱した行為を行ったときを加えたこと。
- (4) 第10条に事業の継承や合併等で名称の変更等があった場合、速やかに変更届出を提出することとしたこと。
- (5) 第21条3項で臨時総会の開催に関し、会員を正会員としたこと。
- (6) 現会則の第28条の届出団体の責務に関し、公正取引委員会への事業者団体としての届出の義務がなくなったので削除したこと。

次のページより、変更後の埼玉県環境計量協議会会則を掲載します。

埼玉県環境計量協議会会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、埼玉県環境計量協議会と称する。

(事務局)

第2条 本会は、事務局を埼玉県内に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は、環境計量に関する技術の向上と会員相互の協調をはかり、環境計量証明事業の円滑公平かつ的確な運営を追求し、併せて社会環境の保全につくし、もって文化の向上に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 官公庁及び関連団体との連絡協調をはかる事業。
- (2) その他本会の目的達成に必要な事業。

(委員会の設置)

第5条 本会は、前条の事業を行うため、理事会が定める各種委員会を設置する。

2 各種委員会には委員長、副委員長を置き、原則として理事がその任にあたる。但し、理事会の承認を前提として、理事以外の者が委員長もしくは副委員長の任にあたることは妨げないものとする。

第3章 会員

(会員の構成)

第6条 本会の会員は、正会員、賛助会員により構成する。

2 正会員は、埼玉県知事に登録している環境計量証明事業者で、本会の趣旨に賛同する法人とする。

3 賛助会員は、前項以外で本会の目的、事業に賛同する法人とする。ただし、賛助会員は本会の決議に関する権利は与えられない。

(入会及び退会)

第7条 本会に加入しようとするときは、理事会の承認を経なければならない。

第8条 本会を退会しようとするときは、退会届を提出しなければならない。

(自動退会)

第9条 本会の会員が下記いずれかの事項に該当した場合、理事会の承認を経て、自動退会の手続きをとるものとする。

1. 埼玉県における環境計量証明事業者登録を取り消されたとき。
2. 破産手続きの開始の申請及びそれに相当する事態が生じたとき。
3. 本会の目的から逸脱した行為を行ったとき。
4. 第12条に定める会費納入の義務を履行しないとき。

(事業の継承、合併等による名称等の変更に関する届出)

第10条 本会の会員は、事業の継承、合併等で名称等の変更があったときは、速やかに変更届を提出しなければならない。

(入会金)

第11条 本会に加入しようとするものは、別に定める入会金を納入しなければならない。

- 2 既に納入済の入会金は如何なる場合でもこれを払い戻さないものとする。

(会 費)

第12条 本会の会員は、別に定める会費を納入しなければならない。

第4章 役 員

(役 員)

第13条 本会に次の役員を置く。

- | | |
|-----|-------------------|
| 会 長 | 1名 |
| 副会長 | 3名以内 |
| 理 事 | 17名以内 (会長、副会長を含む) |
| 監 事 | 2名 |

(役員を選任)

第14条 理事及び監事は、総会においての正会員の互選により選出し、会長及び副会長は理事の互選とする。

(役員職務)

第15条 役員職務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し本会の業務を総理する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは予め会長の定める順位に従いその職務を代行する。
- (3) 理事は、会長及び副会長とともに会務の運営にあたる。
- (4) 監事は、本会の業務及び経理の状況を監査する。

(役員任期)

第16条 役員任期は、2年とする。但し、再任を妨げない。

- 2 役員補充が必要な場合には理事会の承認により定める。但し、その補充により選任された役員任期は前任者の残任の期間とする。
- 3 役員任期満了と云えども後任者の就任するまで、その職務を行うものとする。

(顧問及び参与)

第17条 本会に顧問及び参与を置くことができる。

- 2 顧問及び参与は理事会の推せんにより会長が委嘱する。
- 3 顧問及び参与は本会の運営又は重要会務につき会長の諮問に応ずる。

第5章 会議

第1節 総則

(会議の種類及び招集)

第18条 会議は総会及び理事会とし、会長が招集し、会議の議長は会長又は出席理事から選出するものとする。

(会議の定数)

第19条 前条の会議は、それぞれの会議の出席すべき者の1/2以上が出席しなければ成立しないものとする。

(議決)

第20条 会議の議決は、出席者の過半数の同意をもって議決する。但し、可否同数のときは会長の決するところによる。

第2節 総会

(総会の種別)

第21条 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

- 2 通常総会は年1回事業年度終了後2ヶ月以内に招集する。
- 3 臨時総会は、会長が必要と認めるとき又は正会員の2/3以上もしくは監

事の請求があったとき招集する。

(議決事項)

第22条 総会には次の事項を議決する。

- (1) 理事会より送付された事項
- (2) 会則の変更
- (3) 事業報告及び決算
- (4) 事業計画及び予算
- (5) その他本会業務に関する重要事項で、会長又は理事会において必要と認められた事項

第3節 理事会

(構成)

第23条 理事会は、理事をもって組織する。

(招集)

第24条 理事会は、会長が必要と認めたとき又は1/2以上の理事が会議に附すべき事項を提出して請求があったとき招集する。

第6章 会計

(会計)

第25条 本会の経費は、次の各号及びその他の収入をもってあてる。

- (1) 会費及び入会金
- (2) 寄付金
- (3) 資産より生じた利益
- (4) その他雑収入

(財産の管理)

第26条 本会の財産は、理事会の議決を経て会長が管理する。

(予算及び決算)

第27条 本会の収支予算は、総会の議決を経て定め、収支決算は年度終了後2ヶ月以内に会長が作成し、事業報告とともに監事の意見を付し総会の承認を得なければならない。

(事業年度及び会計年度)

第28条 本会の事業年度及び会計年度は、毎年4月1日より始まり、翌年3月31日をもって終る。

第7章 雑 則

(会則に規定なき事項)

第29条 本会則に定めない事項で第22条に規定される事項以外については理事会の議決により定める。

(附 則)

- (1) 会則第28条の規定に拘わらず昭和52年度は、昭和52年11月18日より昭和53年3月31日までとする。
- (2) 本会則は昭和52年11月18日より施行する。
- (3) 本会則は、平成元年5月18日一部改正する。(役員定数、会議の種類及び招集並に届出団体の責務)
- (4) 本会則は、平成4年5月13日一部改正する。(会費に関する規約)
- (5) 本会則は、平成15年5月23日一部改正する。(運営委員会に関する規約追加)
- (6) 本会則は、平成16年5月10日一部改正する(事務所及び役員の職務に関する規約)。
- (7) 本会則は、平成19年5月18日一部改定する(自動退会に関する規約)。
- (8) 本会則は、平成22年5月21日一部改定する(第5条 委員会の設置、第6条 会員の構成、第9条 自動退会、第10条 事業の継承、合併等による名称等の変更に関する届出)。但し、第5条、第9条3項4項、第12条及び第15条3項の規約にあっては、平成22年度総会をもって発効するものとする。

規 約

- ◎ 会則第11条の規定による入会金は、金10,000円とする。
- ◎ 会則第12条の規定により会費に関する規約を次のように定める。
 - 第1条 会費は、正会員は年額50,000円、賛助会員は年額50,000円とする。
 - 第2条 会費は、每事業年度始めに1年分を1回に徴収する。
- ◎ 会則第5条の規定で定める「理事会が定める委員会」とは、総務委員会、広報委員会、業務委員会及び技術委員会、(必要に応じて特別委員会)とし、それぞれ委員長及び副委員長を置く。
- ◎ 会員は、少なくとも1つ以上の委員会に参加するよう務めなければならない。

以 上

平成22年度 通常総会・特別講演会に参加して

平成22年度埼玉県環境計量協議会・新春講演会が平成22年1月29日（金）大宮サンパレス（5F クラージュ）にて多数参加（31名）の中で開催されました。

今回は総会にあわせ、埼玉県環境科学国際センター総長の須藤先生をお招きして「今後の環境保全の在り方」と題して、特別講演を行っていただきました。

内容を次第に沿ってご説明します。

通常総会

【議長選出】

協議会会則第18条により山崎研一会長が議長に選出されました。

【議事録作成者・議事録署名人】

議事録作成者として、堀江匡明氏、議事録署名人として永沼正孝氏と江畑亨氏が選出され、承認されました。

【議案】

- ・ 第一号議案として平成21年度事業報告及び第二号議案として平成21年度収支決算報告並びに根岸監事より会計監査報告がなされ、審議の結果、承認されました。



吉田副会長



根岸監事

- ・ 第三号議案として役員の改選について説明がなされ、倭文秀一理事の退任と浄土真佐美理事の新任が承認されました。

- ・ 第四号議案として平成22年度事業計画（案）及び第五号議案として平成22年度収支予算（案）が提案され、審議の結果、承認されました。
- ・ 第六号議案として会則の改正について説明がなされ、審議の結果、承認されました。



鈴木副会長



野口事務局長

【新任役員挨拶】

新任役員として理事に就任した浄土真佐美氏よりご挨拶をいただきました。

【退任役員・新任役員】

退任役員 倭文 秀一氏 （関東化学株式会社）

新任役員 浄土 真佐美氏 （株式会社東京久栄）

退任されました倭文理事におきましては、埼玉県環境計量協議会への御功勞に、心より感謝いたします。



総会 風景

特別講演

「今後の環境保全の在り方」

埼玉県環境科学国際センター 総長 須藤 隆一 様



須藤隆一先生 プロフィール

国立公害研究所、国立環境研究所を経て東北大学教授、平成12年より埼玉県環境科学国際センター初代総長 現在に至る。

環境省・中央環境審議会の水環境部会長、地球環境部会長を歴任し、中央環境審議会水生生物保全環境基準類型指定専門委員会委員長、環境基準健康項目専門委員会など多くの環境行政の要職を務める。

特定非営利活動法人 環境生態工学研究所 理事長 としても活躍。

専門分野は環境生態工学。

ご後援概要

社会全体が地球温暖化、CO₂削減を問題ととらえており、公害への取り組みの意義が薄れてきている。また、企業の測定データの改ざん、排水基準の超過、自治体職員の退職による技術職の減少があり、公害問題への対応に若干の陰りがある。しかし、河川・水路等で発見される水質事故の件数が増加しており、公害はまだ終わっていない。

今般、大防法、水濁法の一部を改正する法律案の閣議決定がなされた。改正の主な内容は、①測定結果の未記録、改ざんに対する罰則を創設。②自治体の改善命令を広く発動できるようにした。③排水基準の対象となっていない物質の追加、事業者の範囲の追加。④事業者の責務規定の創設。などである。

今後は、環境保全上の目標やリスクのあり方を含め、新たな施策の展開が求められている。水環境保全の今後のあり方については、環境省設置の「今後の水環境保全に関する検討会」（座長：須藤先生）で年度内にまとめる予定である。

計量証明事業者は能力が高く、環境保全の要としての役割がある。このための自己研鑽、精度管理の徹底が必要であり、適正な価格での業務の遂行が不可欠である。

須藤先生の御好意で、今回使用しましたレジメの開示許可をいただきましたので、別掲いたします。ご参照ください。

須藤先生の御講演は、埼環協30周年記念公演に続き2回目です。今回も、大変貴重なご後援を拝聴させていただき、感謝の意を表します。

懇親会

特別講演終了後、同大宮サンパレス（5F クラージュ）にて、懇親会が盛大に開催されました。

甲斐総務委員の司会で始まり、山崎会長が「平成22年度通常総会が無事に終了したことを報告」するとともに開催挨拶を述べられました。
引き続き、御来賓の須藤環境科学国際センター総長、星野環境部長から御挨拶をいただきました。

乾杯の音頭は、最近の恒例となりました吉田副会長に取っていただきました。

今回は、須藤先生、星野部長様のご臨席をいただき、今後の環境行政の方針、計量証明事業者としての役割、より良い測定データを提供するための精度管理、適正な価格での競争など、活発な意見交換が行われました。

最後に鈴木副会長から「この業界を適切に発展させたい。」との力強い閉会のあいさつをいただき、一本締めでお開きとしました。



司会 甲斐総務委員



乾杯のご発声 吉田副会長

今後の環境保全の在り方

埼玉県環境科学国際センター総長
東北大学大学院工学研究科客員教授

須藤 隆一

1. はじめに

気候変動による地球環境の危機は不気味なほど身近に迫っているものの、コペンハーゲンにおけるCOP15においては、先進国と途上国の対立や経済優先主義から脱却できず、中期目標（2020年）の設定はCOP16に持ち越された。しかし、2050年温室効果ガス半減を目指し、地球全体の平均気温2℃以下、CO₂450ppm以下に保持すること、および各国本年1月末までに中期目標の（削減率）を公表することが合意されたことは前進したとみなされる。このように世界全体の環境問題の関心が地球温暖化に集中し、従来から公害の中心であった水質汚濁や大気汚染の問題への関心が薄れてきている。公害と密接に関わりの強いこれらの環境問題は決して解決されたわけではなく、かえって広域化したり多様化している問題もある。また地球温暖化と密接に関わっている課題もある。環境省は2009年9月から「今後の水環境保全に関する検討会」および「中央環境審議会公害防止取組方策小委員会」を設置し議論を進めてきた。その中で水質汚濁防止法および大気汚染防止法の急がれる改正事項として事故時の措置の対象物質・施設の拡大および測定データの管理の徹底などの強化などが取り上げられ、法律の改正を急ぐとされた。

2010年4月24日、水質汚濁防止法および大気汚染防止法の改正案が成立した。本講演では、この背景となる問題を中心に今後の環境保全のあり方を展望してみることにする。

2. 水濁法および大防法に基づく公害防止の取り組みの現状

わが国では昭和30年代後半から40年代半ばにかけて深刻な公害が発生し、水質汚濁や大気汚染が大きな社会問題となった。しかし、水濁法、大防法、条例、公害防止協定に基づく地方自治体による施策の推進、公害防止の技術の開発、普及、公害防止用施設に対する公的な支援等により、激甚な公害の克服に向けて努力がなされた結果、水質汚濁や大気汚染は大幅に改善された。しかし、地球環境や廃棄物対策、化学物質のリスク管理等、環境問題が多様化していくなかで公害防止の取組に対する社会的な注目度は相対的に低下し、公害問題に対する危機意識が希薄になっている。それらを背景として公害防止を法令に基づく環境管理業務に充てられる人的・予算的な資源がかなり節約され、その的確な遂行が困難になっている。これに加えて、公害防止対策に携わってきた経験豊富な人材が、事業者、地方自治体とともに退職期を迎えている。また企業におけるコンプライアンスの確保が課題になっている。

このようななかで、ここ数年大企業を含めた一部の事業者において水濁法、大防法の排出基準の超過および工場の従来による測定データの改ざん等の法令違反事業が相次いで明らかとなり、事業者の公害防止管理体制の綻びが生じている例がみられる。このため、公害防止管理体制を点検し、公害防止の取組促進方策のあり方について検討を行ってきた。これをふまえ、今回の水濁法、大防法の改正が成立したが、その要旨は表1に示すとおりである。

表1 大気汚染防止法および水質汚濁防止法の一部を改正する法律

改正の背景
<ul style="list-style-type: none"> ○一部の企業における排出基準超過・データ改ざん等の不適正事案の発生。 ○地球温暖化をはじめとする環境問題の多様化、経験豊富な公害防止担当者の大量退職等により、事業者・地方自治体の公害防止業務が構造的に変化。 ○近年、公共用水域における水質事故は増えており、例えば、全国一級河川における水質事故は、10年間で約3倍に増加。
改正の概要
<p>1 事業者による記録改ざん等への厳正な対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 排出状況の測定結果の未記録、虚偽の記録等に対し罰則を創設。 【大気汚染防止法・水質汚濁防止法改正】 ※ 現行では、排出基準違反については罰則があるものの、未記録・虚偽の記録に対する罰則はない。
<p>2 排出基準超過に係る地方自治体による対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 継続してばい煙に係る排出基準超過のおそれがある場合に、事業者による改善対策を地方自治体との連携の下で確実に図るため、地方自治体が改善命令等を広く発動できるよう見直し。【大気汚染防止法改正】 ※ 現行では「人の健康又は生活環境に係る被害を生ずると認められるとき」に限定。
<p>3 汚水の流出事故による水環境の被害拡大の防止</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 汚水の流出事故が生じた場合に、事業者に対して応急措置の実施及び地方自治体への届出を義務付ける「事故時の措置」の範囲（対象となる汚水の種類*1及び事業者の範囲*2）を拡大。【水質汚濁防止法改正】 *1 汚水の種類として、排水規制の対象となっていない有害な物質を追加。 *2 事業者の範囲として、排水規制の対象となっていないが、有害な物質を取り扱う事業者を追加。
<p>4 事業者による自主的な公害防止の取組の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 大気汚染・水質汚濁の防止に関する事業者の責務規定を創設。 【大気汚染防止法・水質汚濁防止法改正】 ・ ばい煙又は汚水・廃液の排出状況の把握 ・ 汚染物質の排出を抑制するために必要な措置の実施
<p>【施行期日】 公布の日から1年以内で政令で定める日から施行。 ただし、4については、公布の日から3月を経過した日から施行。</p>

3. 今後の効果的な公害防止の取り組み

水濁法、大防法ともに排出基準違反に対して直ちに罰則を科す直罰規定の厳しい規制措置を組み込み、十分な機能を発揮することを前提として対策が進められてきたが、排出測定データ改ざんは公害防止法令の実効性が時代の変遷とともに弱まっていると考えられる。公害防止の制度がより確実に機能し、事業者による取組が業種や規模を問わず継続的に実施されるには、基本的には①地域における公害防止の意義とノウハウの継承、②公害防止法令の確実な実施、事業者による自主的取組の促進、③地方自治体の公害防止監視機能の効果的・効率的な発揮、④地域社会全体による公害防止取組の推進。

現行の水濁法および大防法では、ばい煙、または排出水を排出する者に対し、ばい煙または排出水の汚染状況の測定・記録を義務づけているが、適正に測定・記録されることを当然の前提として義務違反に対する罰則を置いていない。排出測定データの未記録または改ざんに対し罰則を設け、記録の一層の励行及び改ざんに対する抑止力の発揮を図ることが必要である。

今後のあり方として、①事業者による法令遵守の確実な実施、②事業者の自主的かつ継続的な公害防止の取組の促進、③事業者及び地方自治体における公害防止体制の高度化a：事業者における公害防止管理体制整備の促進、b：事業者の公害防止管理の取組に関する情報の共有、c：教育・研修および情報交換等を通じた地方自治体の公害防止体制の充実、④地域ぐるみでの公害防止の取組の促進と環境負荷の低減a：地域社会での情報共有できるオープンな取組の促進、b：地域のパートナーシップによる公害防止の取組の促進、c：住民・NPO等が持つノウハウを生かした地域の公害防止の推進、⑤排出基準超過時の事故時における地方自治体の機動的な対応の確保、a：大防法に基づく改善命令等の発動要件の明確化、b：水濁法に基づく事故時の措置の対象物質・施設の拡大、⑥公害防止法令に基づく事務手続等の合理化、a：複数の法令に基づく届出の整理、b：権限が委譲されている市の範囲の整合化等を推進する必要がある。

4. 水環境保全対策と今後の取組

先に示した水環境保全検討会の中間取りまとめについて、次に概要する。

1958年、いわゆる旧水質二法が制定されてから半世紀が経過している。これが十分機能しなかったため、1970年に水質汚濁防止法が制定され、事業者・地方自治体のたゆまぬ努力や住民の公害防止活動があつて激甚な水質汚濁は改善されてきた。しかし、閉鎖性水域における水質改善は十分でなく、また多様な有害物質による土壌や地下水の汚染等が生じるなど、必ずしも良好な水環境がよみがえったとはいえ、環境保全上の目標やリスクのあり方を含め新たな施策の展開が求められている。

先に示した地球温暖化に伴う気候変動が、降雨量や水生生物の生息環境への変化をもたらせ、生物多様性維持の高まりを受けた水圏生態系の保全など、21世紀において、水環境問題は地域の汚染的規模から地球的規模の問題に至るまで幅広い観点から検討する必要がある。

ここで取り上げられている項目を次に示す。

1. これまでの取り組み
2. 水環境の現状
3. 望ましい水環境像

4. 水環境保全の目標

5. 水環境保全のための今後の取り組み

- (1) 事業者への不適正事案への対応
- (2) 水質事故への対応
- (3) 閉鎖性水域における水質改善
- (4) 新たな排水管理手法の導入
- (5) 未規制の小規模事業場や面源負荷への対応
- (6) 地下水・土壌汚染の未然防止対策
- (7) 海洋環境の保全
- (8) 気候変動への対応
- (9) 地球規模での深刻化する水問題への国際貢献
- (10) 水環境問題のモニタリングとデータの蓄積
- (11) 統合的な環境管理の検討
- (12) 施策のマネジメントサイクルの確立

これらの項目のうち、4および5 (1)、(2)、(4)、(10)について次に示す。

(1) 水環境保全の目標

環境基本法に基づく水質環境基準は、その当初において、現に生じている人の健康被害の防止及び激甚な水質汚濁の改善を図るため、水質の目指すべき目標値として定められた。この環境基準を達成するため、全国一律の排水規制及び各都道府県における上乘せ排水規制などが講じられ、総水銀やシアンなどの健康項目、BODやCODなどの生活環境項目については大幅な改善が見られている。

一方で、水環境に関する国民の要望は、よりレベルが高く多様なものに変化している。飲用としての安全な水は当然であり、いつでも豊富に使える水や身近に潤いと安らぎを与えてくれる水辺などが水との関わりのある豊かな暮らしとして挙げられている。しかしながら、水質が悪い、生物を育む空間が少ない、景観が悪いなどのマイナスの指摘も相当数挙げられている。

水環境保全の目標として、数値的に設定されている環境基準に関し、現状における課題と今後の取組の方向性については、**図1**のとおりである。

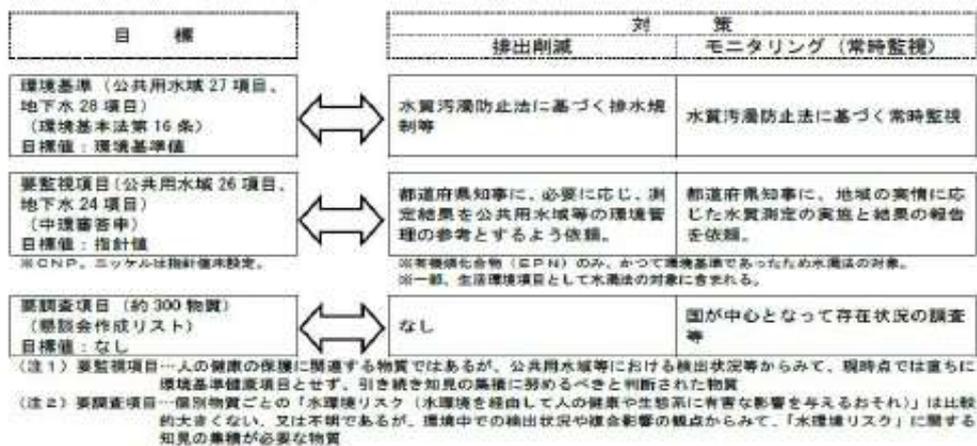


図1 環境基準健康項目、要監視項目、要調査項目と水質汚濁防止法との関係

① 人の健康の保護に関する環境基準（健康項目）

健康項目については、毒性情報等の科学的知見の集積や我が国における水環境中での検出状況等を踏まえ、適宜、基準項目の追加等を行ってきたところであるが、環境基準の設定が排水規制の前提として認識されるなど、ある程度のリスクが顕在化した段階での対応となっており、未然防止の観点からは十分な目標となっていないと懸念される。このため、要監視項目等について環境基準とすることなどを検討する必要がある。

また、増加する化学物質に対応するため、毒性情報の共有化などによるリスク管理の推進や、農薬などの曝露性が異なる物質のリスク評価手法の検討などを行う必要がある。

② 生態系の保全に関する環境基準（生活環境項目）

生活環境項目の環境基準の達成状況は、河川BODが9割以上、海域CODが8割程度となっているが、国民の実感と比べて乖離しており、環境基準の指標及び目標は、水環境の実態を表していない、あるいは国民の実感にあった、分かりやすい指標となっていないのではないかと指摘がなされている。

望ましい水環境像を反映した水質環境基準についても検討を進める必要がある。その際には、良好な水質又は水質汚濁の状況を表すだけでなく、「水の美しさ・清らかさ」、「水の利用のしやすさ」、「生物にとってのすみやすさ」、「水生生物の多様性」など、水質、水量、水生生物、水辺地を含む目標の視点を含めた指標の導入について検討していく必要がある。

特に、海域の底層を生息域とする魚介類やその餌生物の生存、世代交代を適切に行う観点から定める海域底層の溶存酸素量（D0）や、浅海域に生息する海藻草類の生育条件の観点から定める海域透明度については、望ましい水環境との関係を整理しつつ、環境基準項目とするよう検討すべきである。

また、河川や湖沼においても、海域と同様に底層D0や透明度・透視度などのCOD等を補完する指標の検討を行うほか、大腸菌や病原性微生物等の有効な衛生指標、複数の利水障害に係る指標、D0や水素イオン濃度（pH）など評価方法が定まっていない既存項目の評価方法、汽水域の扱い等の検討を進める必要がある。なお、新規に基準を設定する際には、その測定方法の検討を実施するとともに達成方策についても別途検討していくことが必要である。

水生生物の保全に関する環境基準に関しては、引き続き水域類型指定の作業を進めるとともに、新たな科学的知見に基づいた項目の追加等について検討を行うべきである。

（2）事業者への不適正事案への対応

高度経済成長期において発生した深刻な公害問題の克服に向けた努力の結果、水質汚濁がかなり改善されるとともに、近年、環境問題は地球温暖化問題、循環型社会への構築、生物多様性の保全などの広がりを見せる中で、水質汚濁を含めた公害問題への社会

的な注目度が相対的に低下しつつある。また、これまで公害防止対策を担ってきた経験豊富な事業者や地方自治体の職員も退職期を迎えており、さらに事業者や地方自治体の予算縮減の動きの中で公害防止施設への投資や測定業務が縮小されるなど、公害防止法令に基づき的確に遂行されるべき環境管理業務に充てられる人的・予算的な資源に制約が生じ、その的確な遂行が困難になりつつある。

このような中で、ここ数年、一部の事業者において、排出基準の超過及び測定データの改ざん等の法令違反事案が相次いで明らかとなり、事業者の公害防止管理体制に綻びが生じている事例が見られる。このような事案は、一部であるとは言え、公共用水域、地下水、土壌等に対する環境負荷を増大させ、人の健康や水生生物の保全に対して不測のリスクを与えているとともに、事業者のコンプライアンス（法令遵守）の観点からも看過できない問題である。

公害防止の取組を担保、推進するため、事業者が実施した測定データの改ざん等に対し罰則を設けるなどの法制度の整備や測定データの信頼性の確保、公害防止体制の高度化、地域ぐるみでの公害防止取組の促進と環境負荷の低減のための措置等を早急に講じるべきである。

（３）水質事故への対応

水環境は全体として改善しているものの、近年、河川・水路等で発見される水質事故（水質異常等）の件数が増加している。その原因者は水濁法の特定事業場等以外にもあるほか、原因物質も水濁法の有害物質に限られないなど多様化している。これらの水質事故への対応は、原因者が適切な対応を講じなかった場合には、拡散した汚染を発見した後の対応原因究明にならざるを得ず、水質事故に対する迅速な対応を推進するための措置が早急に必要とされている。

このため、現行の水濁法における事故時の措置について、対象項目を現在排水規制対象となっている生活環境項目に関する汚濁や、規制対象外となっているものの人の健康又は生活環境に係る被害を生じるおそれのある物質等に拡大する必要がある。また、対象事業場についても、それらの物質を使用する施設等に拡大し、事業場における事故発生時には、速やかな届出により、水域での汚染等の拡大防止、原因者への適切な再発防止の指導等につなげるよう措置する必要がある。なお、当該措置はあくまで事故時の対応の迅速化を図るものであることから、今後は、さらに一歩進めて、事故そのものの減少、抑制を図るための方策を検討する必要がある。

また、地方自治体に設置されている地方環境研究所などにおいて、水質事故に対して的確な役割を果たすための体制維持、向上にも留意すべきである。

（４）新たな排水管理手法の導入

これまで、水環境に由来する人の健康や生活環境に係る影響を低減するため、規制を行うべき項目を個別に特定し、特定施設及び特定事業場の指定と排水規制の実施による水処理の管理を行ってきた。工場・事業場を対象とした排水規制は、水質汚濁の原因となっている物質が科学的知見に基づいて明らかになった場合に逐次対象の拡大を行って

おり、現在では、水濁法の排水規制が行われている項目は有害物質で27項目、その他の項目で15項目となっている。水濁法の排水規制は、排水基準を遵守するために汚水等の処理を義務づけることで水環境の保全を図る制度であり、現在に至るまで有効に機能してきたところである。

(5) 水環境モニタリングデータの蓄積

水環境を取り巻く様々な課題に対応していくためには、これまでも述べたように水環境に係るデータを蓄積し、今後の施策や研究の展開に活用していくことが重要である。具体的には、「望ましい水環境像」や「水環境保全の目標」を踏まえた項目（水質、水量、水辺地、水生生物等）についてモニタリングを実施し、データを蓄積していくことが必要である。

また、モニタリングの実施に当たっては、流域の地質分布、化学物質の使用状況、水道用水や農業用水の利用状況等を踏まえて、モニタリングの効率化・重点化を図ることにより、流域の水環境を的確に把握することが必要である。

一方、水環境に係るデータについては、関係省庁や研究所等において各々の所管に応じて蓄積されているが、データを利用する立場からは、その所在が把握しにくい状況にある。このため、各省庁等における水環境関連情報の内容や所在を整理し、それらの情報を共有プラットフォームとして一元的に集約することも重要である。

5. まとめ

1. 排水基準超過・データ改ざん等の不適正事案の発生がみられている。
2. 公共用水域の水質事故は増加する傾向にある。
3. 水濁法および大防法改正の概要を示した。
4. 公害防止の今後の効果的取組促進方策を示した。
5. 水環境保全の今後のあり方を広範囲に示した。

【添付資料】

- (1) 今月の話題 用水と廃水 5 2、3～6 (2010)
- (2) 今後の効果的な公害防止の取組促進方策の在り方について (答申)、
平成22年1月29日、中央環境審議会

2. 価格破壊の功罪（2）

計量証明事業所を3K職場にはしたくない

洗 浄 ビ ン

近頃の新年や年度初めの会社の社長や団体代表の挨拶には必ず採算の切迫、経営の危機云々の文言が必ずと言って良いほど入っている。確かに現在は社会全体の景気が低迷していることは事実ではあるが、環境計量業界はかなり長い間続いているような気がする。では景気の低迷は底をうち景気の動向が上向きになったとして環境計量業界は上向きになるのだろうか、これには楽観出来ない事情が有るように思う。

検査単価（分析単価）の下降傾向はどうして起こってしまったのだろうか、たしかにバブル景気当時は建設ラッシュ等もあり一般の計量証明事業の他に建設に関する測定依頼もあり、結構おいしい事業とし新規に参加する事業所も増加したが、景気との関係か検査単価は仕事内容と結構バランスしていたように思う。

当時は各事業所とも検査料金表を作成し自信を持って顧客に配布していた。これは事業として十分採算の取れるもので私の手元にも大小複数の事業所の料金表がある。中には検査単価の基礎となる設備費、試薬費、諸雑費や検査を担当する経験者の経費、経験の浅い担当者等を根拠とし単価の設定を明確にした料金表もある。これらは平成初期の表ではあるが現在の料金根拠としても十分通用する内容である。しかし現在の低料金は遙かに及ばず、このままでは業界がいつまで持つか心配になる。

それでは何故現在の低価格競争が起こってしまったのだろうか、これはバブル景気が終わった時期が境目でそれまでは検査単価と検査経費は何とかバランスしていた。ところがこの時期にダイオキシン問題が発生し、ダイオキシンの測定が始まった。周知のとおりこの測定には高価な測定装置と高い技術が必要とされ更に行政ではこの測定に当たっては従来の計量証明事業の認可に加えてダイオキシン測定機関としてのM LAP認定が行われた。多くの事業所は自社事業拡大とダイオキシン測定機関の認定が事業所の格付けに繋がるとの認識で多額の設備投資と安くない認定費用と技術の拡充をして認定を受けた。

これらの投資からダイオキシン測定費用換算してみると投資の償還期間を3～5年に仮定し、法で定められた測定法を遵守して1検体当たり20～30万円が相当と考えられた。実際にこの価格が適用された期間は短期間で、依頼検体量が意外に伸びなかったこともあり競争が激化し価格はあっという間に10万円代になってしまった。しかし事業所としては多額の投資をして設置した設備の償却は残る、このためダイオキシン以外の依頼を大量に自注してしのがなければならなくなり、これらの依頼試料の取り合いが熾烈となって来ている。多少値を下げても量で稼がなければならなくなり、これらのどうどう巡り、過当競争によって検査料金は考えも及ばない低価格に至ってしまっている。また空前の景気低迷による依頼側からの要求ともマッチし低価格は更に進行している。

こうなると事業所としては大幅な検査コスト低減をしなければならない、製造業と異なるこの業界ではコスト低減の選択肢は限られている。この選択肢が企業にどのような結果につながるかを想像してみる。

1. 人件費の圧縮

計量証明事業では経験豊かな人材は必要とされるが人件費は高くなる。もともと計量証明事業は欠かせない。計量証明では検査方法が法的に定められている場合が多い。この方法を守れば一応適正な結果が得られると思いがちであるが、現実には検査試料が法で定められた方法がそのまま適用できて正しい結果が得られる場合はそう多くはない。計量証明には経験と技術が必要であるといっても人件費の面からどうしても最小限に絞らなければならなくなり、検査にはSOPや法に定められた作業が出来る、簡単な作業をこなせる要員、人件費の安いパート作業員などで人件費を圧縮する方法が取られる。

給料の高い経験豊富な者からリストラが実施され、わずかに残された経験者の労働は過酷なものにならざるを得ない。

2. 設備費の削減

検査設備は日常点検、定期点検が必要であることは言うまでもないが設備を理解して点検をしなければ単なる掃除に終わってしまう。定期点検にはかなりの技術を必要とするが相応の人材がなければ無理な話である。最近のようにブラックボックスが多い精密機器はメーカーによる定期的なオーバーホールが必要だが費用はバカにならない。経費節減となれば当然この面での経費削減が図られるのが必至である。

有用な新化学物質の開発によって副生成する微量の化学物質の測定では測定装置の新設が必要となるが、実験室の確保も必要となる。しかしその確保が出来ず、実験室は満員状態になり、本来は別室に設置しなければならない装置が隣り合わせで置かれる状態も出現する。

人員の削減により掃除も行き届かなくなり、雑然となってしまう。

3. 消耗雑品・諸雑費の削減

雑費には試薬など分析に直接関与する消耗品が含まれるが行くところまで行くとこれらの購入まで制限され、あまり経験のない事務方からはなぜこの試薬の購入が必要なかの説明を求められたり、古くなって到底使用に耐えられない試薬の使用を求められるようになったり、ハイグレードの試薬を使用しなければならない分析に安価なローグレード試薬の使用を強制されるなどの現象が出現する。試薬の使用量もけちられたりもする。これで正しい結果が得られるかどうかは疑問である。

元々試薬等は消耗品でもあり使用量もバカにはならないので経費削減の格好な材料ではあるがここまで圧縮されると担当者はたまったものではない。

4. 工程管理

個人的な見解も入るが本来は検査試料が分析室に入荷してから分析に着手して

から終了し結果を出すまでは同一担当が行うのが理想なのだが、経験豊かな人材が少ないと部分、部分で経験を積んだ者の組み合わせの分業となり分析結果に対する意識は希薄にならざるを得ない。

この様な状況下で分析作業する環境は、少ない人員で多量の試料を消化しなければならず忙しい状態が慢性化してしまう。忙しく危険な薬品を使用し、ガラス器具を扱うので危険状態になってくる。この様な状況下では作業場の整理整頓の確保は後回しになってしまう。

従来から計量証明の仕事は化学的知識を習得し更に研鑽を積みながら依頼試料を経験と知識から考察し、適正な方法を整備された測定機器と環境を適用、選択をして分析を実施し、正しい結果として確信をもって報告する。と言ったことは理想の理想となってしまう、好ましからざる環境で次から次と入荷する試料を考察する間もなくただ決められた方法で機械のごとく結果を出してゆく工場と化してしまう。

担当者にとっては分析の扱いは危険で、環境を整える間もなく汚い状態で、時間外も許されず忙しい状態が慢性的に続くということに・・・

最近では職場環境も改善され何時しか昔あった言葉として忘れられていたが、主に製造業で一昔前に良く言われていた言葉で、職場の3Kというのを思い出した。働く対象としては好まれなかった経緯もあるが、最近の環境計量業界の過大な値下げ競争を見ているとまたまたこの言葉に該当する状況が出て来そうな気配である。

1. **きつい** リストラにより人員削減があったり、安値大量の試料の処理により非常に忙しく、更には毎日時間外労働をしなければ処理が終わらないきつい状況になる。
2. **きたない** 忙しい状況の実験室は試料や薬品が実験台や床に飛散しこびり付いたり、更には実験台上には終了した実験器具が洗浄できず実験台上に雑然と置いてあり、進行中の実験器具と混在し、きたない状態になってしまう。
3. **危険** もともと実験室は使用する機材はガラス器具が大半であり、硝酸・硫酸・塩酸・水酸化ナトリウム等の強酸・強アルカリとその溶液が混在している上に実験装置の電源コンセントなどもある。圧力の掛かったガス管・水道管も入り組んでいるので、メンテナンスに手抜きがあれば先ずは危険な状態になってしまう。

と言った事で実験機材の不足、人的節減は即3K職場へと変遷してしまうのである。このためにも検査料金の適正なレベルが確保されハード的に物品面でも無理のない状況下で正しい結果を自信を持って顧客に提供できる環境を維持したいものである。

上記3Kの言葉の他にKのつく同類の語句には「給料が安い」「休暇が取れない」「規則が厳しい」「結婚が出来ない」「化粧がのらない」(女性)「カッコ悪い」などが上げられているらしいがこの様な複数のK職場は作りたくないものである。

ちなみに日本語の「3K」を英語では Dirty, Dangerous, Demeaning で「3D」と表現するそうである。

3. 新任者研修会開催

平成22年度 新任者研修会報告

埼玉県環境計量協議会 広報委員会

- 【開催日時】 平成22年7月23日（金）13時30分～16時40分
- 【開催場所】 さいたま産業振興会館 大会議室
- 【研修内容】 I. 環境計量証明概論（環境計量証明とは、精度管理等） 13:35～
講師：内藤環境管理(株) 鈴木竜一氏
- II. ワークショップ 14:50～
テーマ① データの質を高めるために
テーマ② 報告書の質を高めるために
講師：(株)環境総合研究所 吉田裕之氏
ファシリテーター：
堀江氏（(株)環境工学研究所） 熱田氏（(株)環境技研 戸田テクニカルセンター）
西嶋氏（(株)環境科学コーポレーション） 永沼氏（(株)環境テクノ）
- 【参加人数】 新任者 9名

平成22年7月23日、7月の暑さの記録を塗り替えてしまうような、突き刺さる日差しと異常に高い気温がもう4日も連続している猛暑日（最高気温35℃以上の日）の中、平成22年度の新任者研修会が実施された。今年の新任者研修会はこの業界の世相を反映していて、ここ7年連続で実施された新任者研修会の中では最少人数の9名の参加であったが、研修内容は中身の濃いものであった。



堀江環境協業務委員長

13時30分
埼玉県環境計量協議会（以下単に「埼環協」）の業務委員長の堀江匡明氏（(株)環境工学研究所）から開会の宣言があった。

引き続き埼環協会長の山崎研一氏より開会の挨拶があり、いよいよ新任者研修会が始まった。



山崎環境協会長



鈴木竜一先生

まずは研修Ⅰ、「環境計量証明概論（環境計量証明とは、精度管理等）」という座学講習を、鈴木竜一先生を講師に迎えて行われた。環境計量証明という幅広い括りの中でどのように話を進めていくのかと想着たら、つかみは環境ビジネス全体における我々の環境分析業界の占める割合の確認であり、新任者の諸君はその少なさに驚いていたようであった。次に関係する法律を覚えることの必要性と大切さの説明があり、続いて我々の業界の直面している課題というか問題点を挙げた。その内容として、「分析データは一人歩きをする」ものであるから「独立性・無作為性を保つ」必要があるのではあるが、分析データを受け取る側の評価として、このことのランク付けが低いように思える。また、分析データの信頼性の確保のためにやっている精度管理にはコストがかかるものであるが、分析単価が下がりつつある現状では、我々が当たり前に行っていた管理（＝技術力）を維持できなくなる可能性がある。・・・というような前置きで講義は始まった。

そしていよいよ計量証明事業に話題を変え、講義の内容はこの業界の基となる法律である計量法に至る。計量とは、証明とは、一般計量とは、環境計量とは、というようなことから始まり、計量法により我々がしなければならないこと、いわゆる義務付けられていることを分かりやすく丁寧に説明されていた。それ以上に感心したことは、計量法に規定されていない機器における「正確な分析データの確保」にまで言及し、その重要性を熱く語っていたことである。

次に我々の成果品とも言うべき「計量証明書」に話は移り、記載事項で必要なことや計量証明の対象となる分野などの説明を一つひとつ丁寧にされていた。続いて「分析データに求められるもの」という視点から精度管理や品質管理へと内容は変わり、計量法で規定されている事業規程やその内容からISO的な内部監査の必要性・重要性を説明されていた。

最後に「正しいデータを出すために必要なことは？」と題して、分析という仕事の打診すなわちニーズの把握～計画～試料採取～試料の運搬保存～分析～計量証明書発行までの仕事の流れに沿って実際の業務で各々が考える、という宿題が出されて講義は終了した。

1時間強の講習ではあったが、新任者講習だけではもったいないような内容であった。

『鈴木竜一先生、ありがとうございました。』



研修Ⅰ 研修風景



吉田裕之先生

10分の休憩の後、研修Ⅱでは吉田裕之先生を講師に迎えて「データの質を高めるために」と「報告書の質を高めるために」という2つのテーマを対象にワークショップ形式での実技講習が行われた。ワークショップとは、本来「作業場」や「工房」など共同での物作りを意味するが、現代においては様々なコミュニティにおける合意形成のための手法としての意味や、参加者が経験や作業を披露したりディスカッションをしながらスキルを伸ばす場の意味を持つようになっている。

ワークショップは座学講習と異なり、ファシリテーターと呼ばれる司会進行役を中心に、参加者自らが与えられた課題に対して自分の意見を述べ、他の参加者の意見を聞き、その場における合意を形成し、かつ、グループの総意としての意見をまとめて参加者全体に発表する形態がとられ、一般的に参加者全員

が体験するものとして運営されるため、企業や団体における社員研修の一環として利用されている。今回の研修会では環境計量証明を生業とする業界の新任者教育の一つとして、ここで得られた経験や知識、考え方、気の配り方などの様々なことをスキルとして身に付けるきっかけになることを目標に、埼環協としては初めての試みとして実施した。

第一グループは「データの質を高めるために」をテーマとして5名の新任者と2名のファシリテーターで、第二グループは「報告書の質を高めるために」をテーマとして4名の新任者と2名のファシリテーターで始まった。



第一グループの様子



第二グループの様子

各グループでは、それぞれの役割分担（進行係・記録係・資料作製係・発表係）を決めた後、「他人の意見を否定しない」というルールに従って、約1時間の間、意見を出し合った。ファシリテーターは意見の偏りに留意しながら、進行の時間配分などの裏方に徹したため、各グループでは一人ひとりから淀みなく意見が出ていた。そしていよいよ意見の記録をまとめ、発表資料を作成した。資料の内容は以下のものであった。

第一グループ テーマ「データの質を高めるために」

データの質とは？ 誰が何回やっても同じ数値が出る
そのために必要なことは、

① コミュニケーション

- ・お客様とのコミュニケーションによるニーズの把握



第一グループの発表の様子

- ・社内での共通意識
- ・業界内での技術のコミュニケーション
- ・分析者の教育

② 技術

- ・マニュアル化
- ・精度管理
- ・標準物質の作製、購入
- ・機器、器具の特徴の把握

③ 分析環境

- ・コンタミネーションに注意
- ・試料の保存状態、方法

④ その他

- ・ミスの原因の追究
- ・責任感を持つ
- ・一検体入魂

第二グループ テーマ「報告書の質を高めるために」



第二グループの発表の様子

① 見やすさを重視する

- ・基準オーバー時には赤字表示をする。
- ・各の結果を掲載する。
- ・地図やグラフなどを用いる。
- ・他を参照する。

② 法律や関係するものの提示

- ・関連する法律を掲載する。
- ・基準オーバー時に、その項目についての環境への影響を掲載する。

③ 数値の信頼性

- ・現場写真や測定関係者を掲載する。
- ・精度管理への参加記録を掲載する。

④ 改善策、提案等

- ・改善策の提案や改善へのコメントをする。

このようにして出た意見は、我々のように古くから環境計量業界にいるもの（古狸？）にとって、自分達がこの業界に入って3カ月程度の時にここまでの意見が言えたかと考えさせられるものがあり、勤労意識やモチベーションの高さには期待してしまうものがあった。後は経験と社内教育でこれからどう化けてもらえるのが楽しみになってしまう。

埼環協では初めての試みであった全員参加のワークショップ形式での研修は大成功で終了

した。このことは、新任者研修の企画の際に必ず検討されることになることになると確信できるほどの優れたコミュニケーションの場を提供できたことになる。今後の新任者研修は、座学講習による知識や技術の伝達（いわゆる縦の繋がり）と、ワークショップ的なコミュニケーションを深めることによる人脈形成（横の繋がり）の二つの要素を念頭に置いて企画されるべきであろう。

いずれにせよ、目先の変った興味深い新任者研修であった。

『吉田裕之先生、ありがとうございました。』



研修終了後、山崎埼環協会長から参加者一人ひとりに修了証が手渡された。



研修会終了後、「旬菜屋 介」にて恒例の名刺交換会（懇親会）が行われた。まずは堀江業務委員長の乾杯から始まり、名刺交換会～懇親会へと進んだ。



そして最後は懇親会の参加者全員でこれも恒例の一本締めで、今年の埼環協の新任者研修会はお開きとなった。

『主幹の埼環協業務委員会の皆様、
ありがとうございました。
ご参加の皆様、お疲れ様でした！』

（ 以 上 ）

4. 埼玉県情報

微量 PCB 混入廃電気機器等の把握支援事業について

埼環協広報委員会

ここでは埼玉県が実施しているポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物の確実・適正な処理を推進するために、「微量 PCB 混入廃電気機器等の把握支援事業」についてご紹介させていただきます。

事業概要

中小企業等を対象に、廃電気機器等の PCB 濃度測定に要する費用を助成するものです。

対象者

県内（さいたま市を除く。）で対象機器を保有している中小企業者等（1 事業年度につき 1 回に限ります。）

対象機器

業務用の 1～9 の電気機器で、微量の PCB が混入しているおそれがあり、絶縁油中の PCB の濃度を測定しなければ、微量 PCB 混入廃電気機器等への該当の有無がわからないもの（使用中のものを除きます。）。

1. トランス
2. コンデンサ
3. 計器用変成器
4. リアクトル
5. 遮断器
6. 整流器
7. 開閉器
8. 放電コイル
9. 中性点接地抵抗器

※ 微量 PCB 混入廃電気機器等とは、意図的に PCB を使用していない電気機器であって、0.5mg/kg 超の PCB に汚染された絶縁油を含むものを言います。

交付額

PCB のサンプリング及び分析に要した費用の 1 / 2（消費税相当分を含む。）

※ 1 対象者につき、30 検体、1 検体 10,000 円を上限とします。

申込期間

平成 22 年 7 月 1 日から平成 23 年 1 月 31 日まで（平成 22 年度分）

※1 平成 23 年 2 月 28 日までに実績報告をしていただく必要があります。

※2 予算の範囲を超えた場合、申込みを締め切ります。

※3 平成 23 年度については、未定です。

申込方法

交付申請書（県産業廃棄物指導課でも配布します。）に必要事項を記入し、必要書類を添付のうえ、申込期間中に県産業廃棄物指導課へ持参もしくは郵送してください。

※ PCB の濃度の測定に着手する前に、申し込んでください。

申込み・お問い合わせ先

埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1 (県第3庁舎2階)

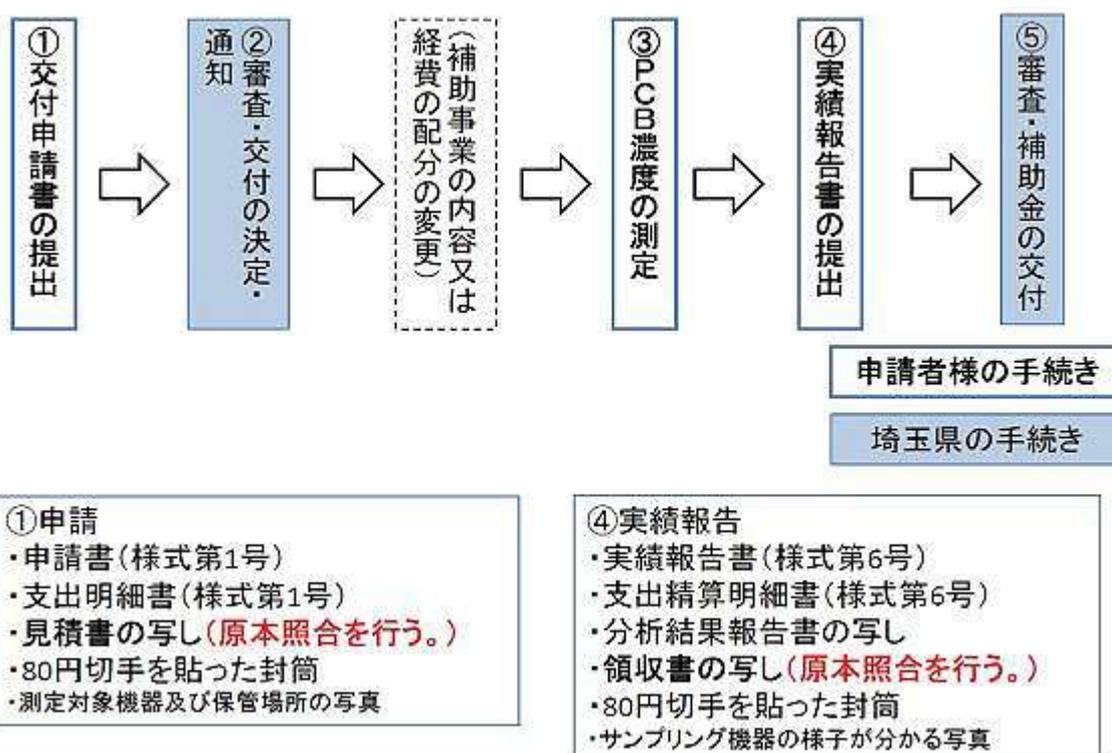
埼玉県 環境部 産業廃棄物指導課 監視・指導担当

Tel : 048-830-3135

Fax : 048-830-4774

申請後の手続き

手続きの流れ (微量PCB混入廃電気機器等の把握支援事業)



なお、詳細については、『埼玉県微量PCB混入廃電気機器等の把握支援事業補助金交付要綱』を御覧ください。

『埼玉県微量PCB混入廃電気機器等の把握支援事業補助金交付要綱』

<http://www.pref.saitama.lg.jp/uploaded/attachment/394912.pdf>

補助金に関するQ&A

微量PCB混入廃電気機器等の把握支援事業に関するQ&A

埼玉県環境部産業廃棄物指導課

Q1 「微量PCB混入廃電気機器等」とはどのようなものですか。

A1 PCBが製造中止となった昭和47年以降に製造された電気機器の中にも、数十ppm程度の微量のPCBが絶縁油に非意図的に混入した機器が存在し、これらの機器のうち、絶縁油中のPCB濃度が0.5ppm(0.5mg/kg)を超えるものが廃棄物となった場合は、法律で定めるPCB廃棄物に該当し、意図的にPCBを使用している機器と区別して、「微量PCB混入廃電気機器等」と呼ばれています。

Q2 使用中の電気機器についても補助の対象となりますか。

A2 廃棄物となっていない使用中の電気機器については、補助の対象外です。

Q3 大企業は補助対象者となりますか。

A3 中小民間事業者の検査を優先するため、補助対象者を中小企業者等（個人含む）に限定しましたので、大企業等は対象外です。
中小企業者等の要件については、要綱を確認してください。

Q4 分析方法について定めはありますか。

A4 平成4年厚生省告示第192号別表第2で定められている高分解能ガスクロマトグラフー高分解能質量分析計による方法及び環境省作成「絶縁油中の微量PCBに関する簡易測定法マニュアル」に記載された簡易測定法とします。

Q5 絶縁油のサンプリングなど、PCBの分析に伴う経費は対象となりますか。

A5 PCB分析のための試料採取にかかる経費も対象としています。

Q6 分析費用の上限はありますか。

A6 検査機器1台あたり1万円、1事業者あたり30台を補助の上限としています。
分析費用の1/2がこれらの額を超えても、超えた部分は補助されません。

Q7 検査の結果、PCB濃度が0.5ppm以下であった場合も補助の対象となりますか。

A7 対象となります。

Q 8 埼玉県に本店所在地がありますが、機器は県外で保管しています。この制度を利用できますか。

A 8 埼玉県内（さいたま市を除く。）で保有している機器を対象としていますので、この制度を利用できません。他の都道府県、政令指定都市で同様の事業を実施している場合もありますので、保有されている場所がある自治体に、一度お問い合わせください。

Q 9 分析の結果、微量PCBの混入が確認された場合、どのようにすればよいですか。

A 9 微量のPCBが混入している電気機器等の処理については、現在、処理できる施設がありません。処理できるようになるまで、各事業者で適正に保管してください。また、PCB廃棄物については、PCB特別措置法で、保管状況等の届出が義務づけられていますので、微量のPCBが混入している電気機器等については、事業場を管轄する県環境管理事務所へ届出をしてください。

制度の意義

平成 15 年 11 月に、PCB の使用が中止された昭和 49 年以降に製造された電気機器の絶縁油中に微量の PCB が含まれている電気機器の存在が、環境省から通知されました。さらに、平成 17 年 12 月には、微量の PCB に汚染された可能性がある電気機器について、絶縁油中の PCB の濃度を測定し、PCB 廃棄物であるかどうか確認することと環境省から通知されています。PCB の濃度を測定した結果が 0.5mg/kg を超える場合は、「微量 PCB 混入廃電気機器」に該当し、微量 PCB 廃棄物を処理できる施設が整備されるまで、適正に保管する必要があります。

本制度を活用することで、分析対象機器を保有する事業者には微量 PCB 混入廃電気機器等への該当の有無を把握し、適正に処理を進めていただくことを目指しています。

この関係の書類は次のようになっています。参考のために交付申請書(表)の書式を次頁に掲載します。

- | | |
|------------|-------------|
| ・ 交付申請書(表) | 様式第 1 号 (表) |
| ・ 交付申請書(裏) | 様式第 1 号 (裏) |
| ・ 変更申請書 | 様式第 4 号 |
| ・ 実績報告書(表) | 様式第 6 号 (表) |
| ・ 実績報告書(裏) | 様式第 6 号 (裏) |

様式第1号(表)

(あて先)

平成 年 月 日

埼玉県知事 上田 清司

申請者

住 所 〒

氏 名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

埼玉県微量PCB混入廃電気機器等の把握支援事業補助金交付申請書

埼玉県微量 PCB 混入廃電気機器等の把握支援事業補助金の交付を受けたいので、補助金等の交付手続き等に関する規則第4条の規定により、関係書類を添えて申請します。

保管事業場の名称	
保管事業場の所在地	
主たる業種	
資本金又は出資の総額	
常時使用する従業者数	
測定対象機器	
サンプリング業者	
サンプリング採取予定日	
分析業者	
交付を受けようとする補助金の額	

添付資料

- ・補助対象経費の支払いに係る見積書の写し(※)
- ・分析対象機器及び保管場所の写真

※原本の確認を行います。持参の場合は提示を、郵送の場合は原本を送ってください。書類は確認後、お返しします。

上記のほか、中小企業等に該当する要件を満たしていることを証する書類の提出を求める場合があります。

5. 新入会員紹介 ①



前澤工業株式会社 開発本部 分析センター

所在地 埼玉県幸手市高須賀 537 番地

(前澤工業埼玉製造所内)

埼玉県環境計量協議会に本年度（平成 22 年）より入会させて頂きました「前澤工業株式会社」です。

弊社「前澤工業株式会社」は、1937 年（昭和 12 年）の創業以来、上下水道関連分野から始まり、土壌地下水浄化、産業廃水浄化やバイオマス、新エネルギー等の「水と環境」の分野において事業を展開し、今日に至っております。



この「水と環境」の分野において事業を展開していく次の組織がから成り立っています。

- ① バルブ事業：上下水道施設、ライフライン用、産業用に鋳鉄製バルブ・ゲート等の製造販売、据付工事等
- ② 環境プラント事業：上下水道における水処理施設、汚泥処理施設や中継施設等のプラントの設計、製作、据付工事、維持管理等（公共事業関連事業）
- ③ 産業排水処理事業：民間工場等の水需要（排水処理、再利用等）に対するプランニングとソリューション事業
- ④ 土壌地下水浄化事業：土壌、地下水汚染の調査・浄化修復からモニタリング評価まで一貫した対策事業
- ⑤ バイオマス事業：地球温暖化防止と循環型社会構築に対して新エネルギーシステム等を提案、設計施工をする事業



(手前 4 号線と奥側権現堂調整池の間に位置する前澤工業株式会社埼玉製造所の全景)

われわれ分析センターは上記各事業全てと繋がりがながらの仕事となります。
いくつかの例で分析センターの業務内容をご紹介します。

- ① バルブ事業の製品開発の段階では「水道施設の技術的基準を定める省令」に基づいた試験を数多くに行います。部材別、配合別、組み合わせ別、最後に念のため、と殆ど掛け算の世界の様な組み合わせとなります。
- ② 環境プラント事業は実際の下水処理場や浄水場において、製品開発の実験及びパイロットプラントによる実証実験を行います。これら水処理設備からの各工程水の水質検査を行います。分析担当者は処理フローを理解し、水質を想定した上で分析結果を捉え問題点があれば、いち早く実験担当者に伝えることが要求されます。
- ③ 産業排水処理事業では、分析センター内外にある水処理試験室や実験設備を使い試験を行います。その為に、分析センター内にはオゾン発生器、膜試験機、各種の処理カラム、ジャーテスターを整備し、屋外には各種の実験施設、機器があり、24 時間稼働している設備もあります。

分析センターは計量証明事業及び水道法 20 条に基づく検査機関として登録されており、自治体からの分析業務も受託しております。毎年行われる「水道水質検査精度管理のための統一試料調査」において、4 年連続 S ランク評価を取得しております。

埼玉県環境計量協議会に入会が叶い、分析に関わる技術者や水処理に関わる方々との交流のなかでレベルアップを図ることが出来る良い機会を与えられたと喜んでいるところです。今後ともご指導の程、宜しくお願いいたします。

会社概要

前澤工業株式会社 開発本部 分析センター

会員名	前澤工業株式会社 開発本部 分析センター		創立年月日	昭和22年9月26日		
住所	〒340-0102 埼玉県幸手市高須賀537番地		代表者	代表取締役 松原 正		
電話	0480-42-0712					
FAX	0480-42-6590		連絡先	分析センター 課長		
URL	http://www.maezawa.co.jp			佐野 亨		
e-mail	bunseki@maezawa.co.jp					
事業所区分	許 認 可 登 録					
濃 度	○	計量証明事業登録:濃度 埼玉県第543号	水 質	○	臭 気	
			大 気		土 壤	○
音 圧						
振動加速度						
土壌調査機関	○	指定調査機関:環2003-1-138				
(業務内容)						
① バルブ事業						
② 環境プラント事業						
③ 産業排水処理事業						
④ 土壌地下水浄化事業						
⑤ バイオマス事業						
⑥ 水質検査等(地下水・河川水・排水・その他)						
⑦						
⑧						
⑨						
⑩						
(主要設備)						
① ガスクロマトグラフ質量分析装置						
② ICP-MS,ICP						
③ ガスクロマトグラフ(ECD・FPD・FTD・FID)						
④ 高速液体クロマトグラフ						
⑤						
⑥						
⑦						
⑧						
⑨						
⑩						
(主な有資格者)						
① 環境計量士						
② 技術士(水道部門、衛生工学部門)						
③ 公害防止管理者						
④						
(加入団体)						
① (社)日本下水道協会						
② (社)日本水道協会						
③ (社)日本バルブ工業会						
④ (社)日本水道工業団体連合会						
⑤ (財)水道技術研究センター						
⑥ 日本オゾン協会						

5. 新入会員紹介 ②

CTI 株式会社 **建設技術研究所**
CTI Engineering Co., Ltd.

(東京本社 さいたまオフィス)

所在地 埼玉県さいたま市浦和区上木崎 1-14-6

CTI さいたまビル

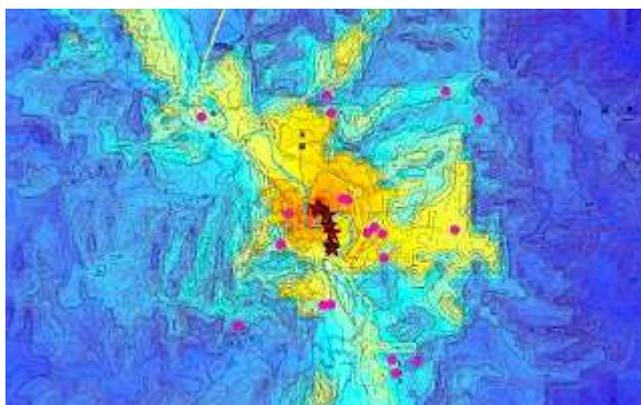
Tel. 048-835-3700 Fax. 048-835-3611

埼玉県環境計量協議会に平成 22 年度より加入いたしました「株式会社建設技術研究所」です。当社の沿革及び業務内容について紹介させていただきます。

当社は、1963 年（昭和 38 年）に設立された建設コンサルタント専門企業で、設立から半世紀を迎えようとしています。1945 年（昭和 20 年）に設立された財団法人建設技術研究所から分離独立して誕生した経緯をもっています。このため、財団から通算しますと、建設コンサルタントとしては 65 年の歴史を有しています。

現在は、この伝統の上に立って、総合建設コンサルタントとして、河川、ダム、道路、橋梁、トンネル、都市そして情報、環境、防災分野と、社会資本整備の多様な分野で、調査、計画、設計業務さらには事業執行マネジメント業務など幅広い業務を実施しております。

環境分野では、大気、騒音・振動、水質などの生活環境から、動植物および生態系などの自然環境まで幅広く展開しており、現地調査、分析、予測評価、保全対策の検討を実施しております。また、近年は CO₂ 排出削減を目的とした新エネルギー導入に関する検討など、地球環境問題に対する取り組みを行っています。



3次元予測結果による騒音レベル分布図

その中で、生活環境分野における現地測定・分析は、環境の現状把握のみならず、その後の予測評価や保全対策検討の基礎データとなることから、当社では、濃度は千葉県に、また、音圧レベル・振動加速度レベルはこれまで東京都に計量証明事業所の登録を行ってきました。この度、組織改変に伴い、さいたまオフィスに騒音・振動関係の人材、機材を移転させたことから、音圧レベル・振動加速度レベルの事業所登録を埼玉県に登録させて頂きました。

私たちは、専門技術はもちろんのこと、倫理観も備えた社会づくりの担い手としての自覚をもって活躍するプロフェッショナルを育成し、社会的使命を果たすため、たゆみない努力を続けてまいります。今後ともご指導をよろしくお願い致します。

会社概要

株式会社 建設技術研究所

会 員 名	株式会社 建設技術研究所		創 立 年 月 日	昭和38年4月	
住 所	〒330-0071 さいたま市浦和区上木崎1-14-6		代 表 者	代表取締役社長 大島 一哉	
電 話	048-835-3700				
F A X	048-835-3710		連 絡 先	環境部 山田 規世	
U R L	http://www.ctie.co.jp/renewal/index2.html				
e-mail	nr-yamad@ctie.co.jp				
事 業 所 区 分	許 認 可 登 録				
濃 度			水 質		臭 気
			大 気		土 壌
音 圧	○	計量証明事業登録:音圧レベル 埼玉県第音40号			
振 動 加 速 度	○	計量証明事業登録:振動加速度レベル 埼玉県第振29号			
土 壌 調 査 機 関					
(業 務 内 容)					
<環境関連業務>					
① 生活環境調査、解析					
② 環境影響検討					
③ 環境整備・保全・再生計画、設計					
④ 自然環境調査、モニタリング調査					
⑤ 地球・都市環境対策計画					
⑥ 環境教育					
(主 要 設 備)					
① 普通騒音計・精密騒音計					
② 振動レベル計					
③ レベルレコーダ					
④ データレコーダ					
⑤ オクターブバンド周波数分析器					
⑥ 音響校正器					
(主な有資格者)					
① 環境計量士		② 公害防止管理者		③ 技術士	
④ 土壤環境保全士		⑤ 土壤環境管監理士		⑥ ビオトープ管理士	
(加 入 団 体)					
① (社)建設コンサルタンツ協会		② (社)土木学会		③ (社)日本環境測定分析協会	
④ (社)日本環境アセスメント協会		⑤ (社)日本技術士会		⑥ (社)日本廃棄物コンサルタント協会	

5. 新入会員紹介 ③

株式会社 東京科研

代表取締役 熱海 隆一

本社：〒113-0034 東京都文京区湯島 3-20-9 TEL03-5688-7401 FAX03-3831-9829
西東京営業所：〒359-0021 所沢市東所沢 2-51-1 TEL04-2951-3605 FAX04-2951-3610

この度、埼玉県環境計量協議会の賛助会員として加入させていただくことになりました。弊社の沿革及び事業内容について紹介をさせていただきます。

私たち東京科研は、「水」の創造・再生を行なう企業です。

1964年8月（昭和39年）の創業以来、社会情勢、経済状況、技術開発など、人や企業をとりまく環境が、著しく変化する中で、お客様のニーズに応じて、「水」をつくり変えてプレゼンスを高めてまいりました。

具体的には、各種純水装置、軟水装置、ろ過装置、ラボ用超／純水装置、排水処理イオン交換樹脂ならびに各種水処理薬品等の販売およびアフターサービス業務を展開し純度の高い水資源をプロデュースしております。

会員の皆様には、水処理に関することなど弊社取扱製品についてお気軽にお問い合わせを頂ければ幸いに存じます。

事業内容

1. オルガノ製品の販売及びアフターサービス
2. 純水、超純水、給水、排水処理装置の設計、製作、販売ならびにこれらのメンテナンス業務
3. 科学機器、水処理薬品、工業薬品の販売
4. 液体クロマトグラフィー及びクロマト用カラム・消耗品の販売
5. 食品微生物検査キット及び検査機器の販売



主な取扱商品

■オルガノ株式会社 ■東ソー株式会社 ■エルメックス株式会社

事業所

■本社 ■神奈川営業所 ■千葉営業所 ■つくば営業所 ■西東京営業所

■オルガノ株式会社



■東ソー株式会社



■エルメックス株式会社



東京科研は、「誠意、熱意、創意をもって、お客様の満足を追求する」という企業理念のもとに事業活動を推進しております。

その一環として、このほど品質マネジメントシステム(QMS)の国際規格である ISO9001 を取得し、弊社の社員一人ひとりが「お客様の価値と満足の向上」を目指し努めてまいります。

そして、今後も「水」にこだわり続け、良質な製品、サービスで一層高い価値を皆様へ提供することを永久不変の姿勢として、QMS の維持管理と社内体制の改善・強化に尽力し

「水」を通じて地球環境の保全にも邁進する所存ですので、今後ともご指導のほど宜しくお願ひ申し上げます。

会社概要

株式会社 東京科研

会 員 名	株式会社 東京科研		創 立 年 月 日	昭和39年(1964年)8月1日		
住 所	東京都文京区湯島3丁目20番9号					
電 話	03-5688-7401		代 表 者	熱海 隆一		
F A X	03-3831-9829					
U R L	http://www.tokyokaken.co.jp		連 絡 先	機器営業部 中嶋 逸夫		
e-mail	nakajima@tokyokaken.co.jp					
事 業 所 区 分	許 認 可 登 録					
濃 度				水 質	臭 気	
				大 気		土 壤
音 圧						
振 動 加 速 度						
土 壌 調 査 機 関						
(業 務 内 容)						
<p>① オルガノ株式会社製品の販売及びアフターサービス</p> <p>② 純水、超純水、給水、排水処理装置の設計、製作、販売ならびにこれらのメンテナンス業務</p> <p>③ 科学機器、水処理薬品、工業薬品の販売</p> <p>④ 東ソー(株)製 液体クロマトグラフィー及びクロマト用カラム・消耗品の販売</p> <p>⑤ (株)エルメックス製 食品微生物検査キット及び検査機器の販売</p> <p>⑥</p> <p>⑦</p> <p>⑧</p> <p>⑨</p> <p>⑩</p>						
(主 要 設 備)						
<p>①</p> <p>②</p> <p>③</p> <p>④</p> <p>⑤</p> <p>⑥</p> <p>⑦</p> <p>⑧</p> <p>⑨</p> <p>⑩</p>						
(主な有資格者)						
<p>① 一級管工事施工管理技師 ② 酸素欠乏等危険作業主任者 ③ 監督者教育労働安全衛生</p> <p>④ 公害防止管理者</p>						
(加 入 団 体)						
<p>① 神奈川県環境計量協議会 ② ③</p> <p>④ ⑤ ⑥</p>						

6. 環境情報

法規制の改正等の情報

株式会社 環境管理センター
北関東支社長 若林 潤一

【環境省 ほう素・ふっ素等「暫定排水基準」適用期限を前に見直し案公表】

環境省は 2010 年 4 月 5 日、水濁法に基づく排水基準のうち、ほう素化合物やふっ素化合物等に設定されている暫定排水基準の見直し案を公表した。

今回の見直し案は、水濁法に基づく排水基準のうち、ほう素化合物、ふっ素化合物、アンモニア・アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物に設定されている暫定排水基準が、2010 年 6 月 30 日にその適用期限を迎えることから、見直しを行うもの。

水濁法に基づく排水基準のうち、ほう素化合物、ふっ素化合物、アンモニア・アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物については、2001 年 6 月に水濁法において有害物質として定められ、全国一律に適用する排水基準が設定されるとともに、直ちにこの一律排水基準を達成することが困難な業種に対しては、適用期限を設けて暫定排水基準が設定されている。

見直し案では、現在暫定排水基準が適用されている 21 業種のうち、(1)6 業種を一律排水基準に移行させるとともに、(2)残る 15 業種については暫定排水基準を強化した上で適用期間を延長又は、現行の暫定排水基準のまま適用期間を延長（適用期間の延長はいずれも 2013 年 6 月まで）一する内容。同省では今後、意見募集を経て環境省令を改正し、2010 年 7 月 1 日から適用する予定。

○現在、暫定排水基準が適用されている業種のうち、今回の見直し案で 2010 年 7 月 1 日から一律排水基準に移行するとした業種（6 業種）非鉄金属精錬・精製業、イットリウム酸化物製造業、炭酸バリウム製造業、黄鉛顔料製造業、すず化合物製造業、硝酸銀製造業

◎「ほう素、ふっ素及び硝酸性窒素等に係る暫定排水基準（案）」に対する意見の募集(パブリックコメント)について（お知らせ）（環境省）

<http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=12358>

(参考)

「一律排水基準」

(1)ほう素及びその化合物

- ・海域以外の公共用水域に排出されるもの：1 リットルにつき 10 ミリグラム
- ・海域に排出されるもの：1 リットルにつき 230 ミリグラム

(2)ふっ素及びその化合物

- ・海域以外の公共用水域に排出されるもの：1リットルにつき 8ミリグラム
- ・海域に排出されるもの：1リットルにつき15ミリグラム

(3)アンモニア・アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物

- ・1リットルにつき、アンモニア窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量100ミリグラム

【PRTR 2009年度届出開始6月30日まで 2010年度の把握から対象物質改正】

化管法（「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」）に基づく PRTR 制度に関して、事業者による 2009 年度届出の受付が 4 月 1 日から始まった。届出期間は 2010 年 6 月 30 日まで。

所管する経済産業省や環境省では、PRTR 届出書の作成方法や提出方法などを解説したページをホームページ上で公開している。

◎ PRTR 制度「届出方法」（経済産業省）

http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/prtr/5.html

一方、2010 年 4 月 1 日からの対象事業者による排出量等の把握は、2008 年 11 月に改正公布された化管法施行令により、第一種指定化学物質が 354 物質から 462 物質に改正されたこと等をうけ、改正された物質を把握することとなるので注意が必要（●把握した内容の届出は、2011 年 4 月 1 日から 6 月 30 日まで）。

改正化管法施行令の主な改正内容は以下のとおり。

改正化管法施行令の主な改正内容（2008 年 11 月 21 日公布）

(1)第一種指定化学物質の改正

PRTR 制度に基づく報告と MSDS の提供が求められる第一種指定化学物質について、これまでの 354 物質から、削除及び追加を行い、新たに 462 物質に改正。また、特定第一種指定化学物質についても、これまでの 12 物質から、削除及び追加を行い、新たに 15 物質に改正。

(2)第二種指定化学物質の改正

MSDS の提供のみが求められる第二種指定化学物質について、これまでの 81 物質から、削除及び追加を行い、新たに 100 物質に改正。

(3)対象業種の追加

環境への排出量等の把握及び届出を行う義務を負う第一種指定化学物質等取扱事業者の対象業種に、医療業を追加。

- ・施行期日は、2009 年 10 月 1 日。

排出量等の把握は 2010 年度から（届出は 2011 年 4 月 1 日から 6 月 30 日）。

2009 年度の排出量等の把握はこれまでのとおり（届出は 2010 年 4 月 1 日から 6 月 30 日）。

なお、関連省庁では、この改正を踏まえ 2010 年 4 月 1 日付けで、(1)第一種指定化学物質の属する分類の名称（対応化学物質分類名）の改正（13 種に分類）及び、(2)届出書類の書式の改正を内容とした省令を公布した（同日施行）。

(注)この改正は 2010 年度に把握される排出量・移動量の届出（2011 年 4 月 1 日から 6 月 30 日までに届出を行うもの）から適用される。

- ◎「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令」について（お知らせ）（環境省）

<http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=12350>

【大防法・水濁法 改正法 公布 測定結果改ざん等に罰則創設ほか】

今国会に提出され審議されていた「大気汚染防止法及び水質汚濁防止法の一部を改正する法律案」が、2010 年 4 月 28 日の参議院本会議で可決、成立し、2010 年 5 月 10 日に公布された。

改正法は、昨今、(1)一部の事業者においてばい煙等測定データの未記録や改ざんなどの不適正事案が発生していることや、(2)公共用水域において発見される水質事故が増加傾向にあること一等の課題に対応するもの。

(1)では、これまで大気汚染防止法及び水質汚濁防止法は、ばい煙及び排出水の排出基準違反については罰則規定が設けられていたものの、測定データの未記録や虚偽の記録に対しては罰則規定が設けられていなかった。このため改正法は、ばい煙等の測定データの未記録や虚偽の記録、又記録を保存しなかった事業者に対して、新たに罰則（30 万円以下の罰金）を設けた。

また(2)では、その対応として、水質汚濁防止法において、汚水の流出事故が生じた場合に、事業者に対して応急措置の実施と地方自治体への届出を義務づける「事故時の措置」の対象範囲を拡大した。

具体的には、同措置の実施対象となる物質を拡大するとともに、その取り扱い事業者を新たに規制対象とした。なお、新たに同措置の実施対象となる物質は「指定物質」として今後政令で定められるが、その対象としては生活環境項目や要監視項目等の物質が候補となる見通し。

このほか改正法は、大気汚染防止法において、事業者に対して地方自治体が改善命令等を幅広く発動できるよう改正したほか、事業者による自主的な公害防止の取組みを促進するため、大気汚染防止法及び水質汚濁防止法において、事業者の責務規定を創設し、ばい煙・排出水の排出状況の把握と排出抑制に必要な措置の実施を事業者の責務として規定した。改正法の施行日は、事業者の責務規定は公布の日から 3 ヶ月以内に、その他は公布の日から 1 年以内の予定。

○改正法案の概要

「大気汚染防止法の一部改正」

- 1.ばい煙等の測定結果の改ざん等に対する罰則の創設
- 2.事業者の責務規定の創設
- 3.改善命令等の要件の見直し

(これまで「人の健康又は生活環境に係る被害を生ずると認めるとき」に限定していた地方自治体による改善命令等の発動契機を「排出基準に適合しないばい煙を継続して排出するおそれがあると認めるとき」に改正)

「水質汚濁防止法の一部改正」

- 1.排水等の測定結果の改ざん等に対する罰則の創設
- 2.事業者の責務規定の創設
- 3.事故時の措置の対象の追加

・施行期日：公布の日から1年以内。但し、両法とも3は公布の日から3ヶ月以内。

(参考)

○大気汚染防止法及び水質汚濁防止法の一部を改正する法律案の閣議決定について(お知らせ)(環境省)

<http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=12205>

○議案審議経過情報(参議院)

<http://www.sangiin.go.jp/japanese/joho1/kousei/gian/174/meisai/m17403174035.htm>

【改正・廃棄物処理法 公布 不法投棄罰金引上等の不適正処理対策強化】

今国会に提出され審議されていた廃棄物処理法の一部を改正する法律案が、2010年5月12日の参議院本会議で可決、成立し、2010年5月19日に公布された。

今回の改正法は、依然として後を絶たない不適正処理の対策強化と廃棄物処理業の優良化の推進、廃棄物の排出抑制・廃棄物焼却時の熱回収の促進一等を主な内容としている。

具体的には、不適正処理への対策強化では、処理責任が明確でなかった建設工事に伴い生ずる産業廃棄物の処理責任を元請業者に一元化することを明記した。

また、廃棄物を事業所外で保管する場合の事前届出制度の創設、不適正処理された廃棄物を発見した際の土地所有者の通報努力義務、廃棄物処理施設の設置者に対して都道府県知事による施設の定期検査の義務付けなどを新たに規定したほか、不法投棄等を行った法人に対する罰金の上限を現行の1億円以下から3億円以下に引き上げることを盛り込んだ。

法律案の主な内容は下記のとおり。

改正法の施行日は、公布の日から1年以内の予定。

「廃棄物処理法の一部を改正する法律案」の主な内容

(1)廃棄物排出事業者の適正な処理を確保するための対策強化

- a.産業廃棄物を事業所の外で保管する際の事前届出制度を創設。
- b.建設工事に伴い生ずる廃棄物について、元請業者に処理責任を一元化。
- c.不適正に処理された廃棄物を発見した際の土地所有者の通報努力義務を規定。
- d.従業員等が不法投棄等を行った場合に、当該従業員等の事業主である法人に課される罰金を現行の1億円以下から3億円以下に引き上げ。

(2)廃棄物処理施設の維持管理対策の強化

- a.廃棄物処理施設の設置者に対し、都道府県知事による当該施設の定期検査を義務付け。
- b.設置許可が取り消され管理者が不在となった最終処分場の適正な維持管理を確保するため、設置許可が取り消された者にその維持管理を義務付け。

(3)廃棄物処理業の優良化の推進等

- a.事業の実施に関する能力及び実績が一定の要件を満たす産業廃棄物処理業者について、許可の更新期間の特例を創設。
- b.廃棄物処理業の許可に係る欠格要件を見直し廃棄物処理法上特に悪質な場合を除いて、許可の取消しが役員を兼務する他の業者の許可の取消しにつながらないように措置。

(4)排出抑制の徹底

- ・多量の産業廃棄物を排出する事業者に対する産業廃棄物の減量等計画の作成・提出義務について、担保措置を創設（未提出者に対する罰則（罰金：20万円以下）創設）。（これまでは作成提出を義務付ける規定はあったがこれを担保する規定はなかった。）

(5)適正な循環的利用の確保

- ・廃棄物を輸入することができる者として、国内において処理することにつき相当な理由があると認められる国外廃棄物の処分を産業廃棄物処分業者等に委託して行う者を追加。（これまでは輸入した廃棄物を自ら処分する者に限定して廃棄物の輸入を認めていた。）

(6)焼却時の熱利用の促進

- ・廃棄物の焼却時に熱回収を行う者が一定の基準に適合するときは都道府県知事の認定を受けることのできる制度を創設。
- ・施行期日
公布の日から1年以内。但し、上記(1)のd.は公布の日から起算し20日を経過した日から施行。

◎廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律の公布のお知らせ
(環境省)

http://www.env.go.jp/recycle/waste_law/kaisei2010.html

(参考)

○議案審議経過情報（参議院）

<http://www.sangiin.go.jp/japanese/joho1/kousei/gian/174/meisai/m17403174043.htm>

【改正・海洋汚染防止法 公布 国際条約の改正をうけ】

今国会に提出され審議されていた「海洋汚染防止法（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律）等の一部を改正する法律案」が、2010年5月12日の参議院本会議で可決、成立し、2010年5月19日に公布された。

改正法は、日本が批准している海洋環境関連条約の「マルポール条約」の改正をうけ、国内法の整備を内容としたもの。

主な概要は以下のとおり。

○附属書 I 関連（油による汚染の防止のための規則）

- 1.南極海域(南緯 60 度以南の海域)における重質油の積載禁止の新設
- 2.貨物油の船舶間積み替えに係る規制強化

○附属書 VI 関連（船舶による大気汚染の防止のための規則）

- 1.窒素酸化物放出規制の対象原動機の追加
- 2.揮発性物質放出防止措置手引書の備置義務の新設
- 3.オゾン層破壊物質を含む設備の一覧表の備置義務等の新設 等

改正法の施行日は、一部を除き 2010 年 7 月 1 日から。

(参考)

○「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律等の一部を改正する法律案」

概要 [PDF] (国土交通省)

<http://www.mlit.go.jp/common/000057656.pdf>

○議案審議経過情報 (参議院)

<http://www.sangiin.go.jp/japanese/joho1/kousei/gian/174/meisai/m17403174011.htm>

【水濁法 2010 年 7 月 1 日以降のほう素・ふっ素等の「暫定排水基準」が公布】

環境省は、水濁法に基づく排水基準のうち、ほう素、ふっ素等に設定されている暫定排水基準が 2007 年 6 月 30 日に適用期限を迎えることから、2010 年 7 月 1 日以降の暫定排水基準について定めた「排水基準を定める省令の一部を改正する省令の一部を改正する省令」を 2010 年 6 月 1 日付けで公布した。

水濁法に基づく排水基準のうち、(a)ほう素化合物、(b)ふっ素化合物、(c)アンモニア・アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物の 3 項目は 2001 年 6 月に水濁法において有害物質として定められ、全国一律に適用する排水基準（一律排水基準）が設定されるとともに、直ちにこの一律排水基準を達成することが困難な業種に対しては、適用期間を設けて暫定排水基準が設定されている。

今回の改正省令は、2010 年 7 月 1 日以降は、現在、暫定排水基準が適用されている 21 業種のうち、(1)6 業種を一律排水基準に移行させるとともに、(2)残る 15 業種は現行基準より強化又は現行基準のままで暫定排水基準の適用期間を 2013 年 6 月まで延長する

もの。

詳細は以下ホームページ参照。

http://www.env.go.jp/press/file_view.php?serial=15772&hou_id=12561

◎ほう素、ふっ素及び硝酸性窒素等に係る暫定排水基準 [PDF 4.5MB] (環境省) なお、今回の改正により 2010 年 7 月 1 日から一律排水基準に移行される業種は、非鉄金属精錬・精製業、イットリウム酸化物製造業、炭酸バリウム製造業、黄鉛顔料製造業、すず化合物製造業、硝酸銀製造業一の 6 業種。

◎「排水基準を定める省令の一部を改正する省令の一部を改正する省令」の公布について (環境省)

<http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=12561>

(参考)

「一律排水基準」

(1)ほう素及びその化合物

- ・海域以外の公共用水域に排出されるもの：1 リットルにつき 10 ミリグラム
- ・海域に排出されるもの：1 リットルにつき 230 ミリグラム

(2)ふっ素及びその化合物

- ・海域以外の公共用水域に排出されるもの：1 リットルにつき 8 ミリグラム
- ・海域に排出されるもの：1 リットルにつき 15 ミリグラム

(3)アンモニア・アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物

- ・1 リットルにつき、アンモニア窒素に 0.4 を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量 100 ミリグラム

【化審法「PFOS」が使用されている製品の技術上の基準を定めた省令が公布】

厚生労働省と経済産業省、環境省の 3 省は 2010 年 5 月 26 日付けで、昨年 10 月に化審法の第一種特定化学物質に指定された「ペルフルオロオクタンスルホン酸 (PFOS)」について、当該物質が使用されている製品の技術上の基準を定めた省令を公布した。

「ペルフルオロオクタンスルホン酸 (PFOS)」に関しては、昨年 5 月の「残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約 (POPs 条約) 締約国会議」で附属書 (附属書 B (製造・使用等の制限)) への追加が決まり、国内ではこれを踏まえ 10 月に「PFOS 又はその塩」を化審法に基づく第一種特定化学物質に指定するとともに、代替の見通しが立たない用途、製品について例外的に使用できる特例措置を定めた

(下記参照)。

今回の省令は、「PFOS 又はその塩」が使用されている製品の技術上の基準として、PFOS 等の保管や運送、使用する器機等の点検、数量等の帳簿の作成一等の基準を定め

ている。

省令の施行日は、2010年10月1日から。

○「PFOS 又はその塩」に関する特例措置

1.使用することができる用途

半導体用のレジストの製造、エッチング剤(圧電フィルタ用又は高周波に用いる化合物半導体用のものに限る)の製造、業務用写真フィルムの製造

2.使用されている場合に技術上の指針等に従わなければならない製品

半導体用のレジスト、エッチング剤(圧電フィルタ用又は高周波に用いる化合物半導体用のものに限る)、業務用写真フィルム、泡消火薬剤、消火器用消火薬剤(業務用のものに限る)及び業務用消火器

◎PFOS 又はその塩及び化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令第三条の三の表 PFOS 又はその塩の項第一号から第三号までに定める製品に関する技術上の基準を定める省令(厚生労働省・経済産業省・環境省 令第四号)

(国立印刷局、下記アドレスは5月26日より約1ヶ月間閲覧可能)

<http://kanpou.npb.go.jp/20100526/20100526h05319/20100526h053190005f.html>

【農用地汚染防止法施行令改正 カドミウムの対策地域指定要件を改正関連し「土壤環境基準」改正 農用地で米 1kg 「1mg 未満」から「0.4mg 以下」に】

政府は2010年6月16日付けで、「農用地の土壤の汚染防止等に関する法律(農用地汚染防止法)施行令の一部を改正する政令」を公布し、「農用地土壤汚染対策地域(土壤汚染の対策を実施しなければならない地域)」の指定要件のうち、カドミウムに係る要件を改正した。農用地汚染防止法に基づく「農用地土壤汚染対策地域」の指定要件は、同法で「特定有害物質」として指定されているカドミウム、銅、砒素の3物質に係る要件が定められている。

今回の改正はこのうちカドミウムに係わる要件を改正したもので、従来、農用地で生産される米1キログラムに含まれるカドミウムの量が「1ミリグラム以上」とした指定要件の値を「0.4ミリグラムを超える」に改正した。改正は、食料安全委員会が2008年7月(及び2010年4月)に、食品中のカドミウムに関する食品健康影響評価(耐容週間摂取量:体重1キログラムあたり7マイクログラム)を示したこと、又、これをうけ現在、厚生労働省において米のカドミウムの成分規格を1.0ppm未満から0.4ppm以下に改正する検討が進められていることを踏まえたもの。改正省令の施行は公布日から。

なお、今回の改正に関連し、「土壤汚染に係る環境基準(平成3年8月環境庁告示第46号)」のカドミウムについても同日付けで以下のとおり改正された。

○「土壤汚染に係る環境基準(平成3年8月環境庁告示第46号)」別表のうち カドミウムの項について、

- ・改正前：農用地においては、米 1kg につき「1mg 未満」であること。
- ・改正後：農用地においては、米 1kg につき「0.4mg 以下」であること。

◎「土壤汚染に係る環境基準（平成 3 年 8 月環境庁告示第 46 号）」別表（以下のページは、今回の改正内容を反映した内容となっています）（環境省）

<http://www.env.go.jp/kijun/dt1.html>

このほか同日付で「農用地土壤汚染対策地域の指定要件に係るカドミウムの量の検定の方法を定める省令」も改正公布されている。（試料採取の方法について改正。詳細下記ホームページ参照。）

◎土壤の汚染に係る環境基準についての一部を改正する告示及び農用地土壤汚染対策地域の指定要件に係るカドミウムの量の検定の方法を定める省令の一部を改正する省令について（お知らせ）（環境省）

<http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=12612>

（参考）

○食品安全委員会・評価書「カドミウムに係る農用地土壤汚染対策地域の指定要件の改正について」（食品安全委員会）

<http://www.fsc.go.jp/fsciis/evaluationDocument/show/kya20100420001>

【環境省 環境大気中アスベスト濃度の測定方法マニュアルを改訂】

環境省はこのほど、環境大気中アスベスト濃度の測定方法に関する技術的指針の「アスベストモニタリングマニュアル」を改訂し、2010 年 6 月 10 日付けで同省ホームページ上に公開した。

マニュアルは、これまでアスベストの主要発生源であったクリソタイルを原料に用いるアスベスト製品製造工場が、現在は全てが廃止され、今後はクリソタイル以外のアスベストを使用している建築物の解体現場が主要発生源になるという状況を踏まえ改訂されたもの。

主な改訂点は以下のとおり。

- (1)一般環境と解体現場等のモニタリング方法を区別し、それぞれ方法を示したこと。
 - (2)近年の測定結果では総繊維濃度レベルが低下してきている一方、今後はクリソタイル以外のアスベストの同定も確実にやっていく必要があることから、一定の水準を設け、それを超過した場合は電子顕微鏡法による確認を行うという方法にしたこと。
 - (3)分散染色法をマニュアルから除外したこと。
 - (4)解体現場等で迅速に測定ができる方法を紹介という形で掲載したこと。
- なお、弊社は今回の改訂された測定方法に対応できます。

◎アスベストモニタリングマニュアルの改訂について（お知らせ）（環境省）

<http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=12594>

（以 上）

日本環境測定分析協会のイベント情報

日本環境測定分析協会（以下日環協）の平成22年度定期総会が5月21日に開催されました。平成22年度の事業計画の中から関係する事業についての紹介を致します。

1. セミナーの開催
 - 1) 第18回 日環協環境セミナー全国大会【名古屋市内にて10月に開催】
 - 2) 第13回 日環協経営者セミナー【米子市内にて11月に開催】
2. 分析展への出展と環境セミナーの開催
3. 教育研修事業
 - 1) 教育研修と基盤整備
 - ①インストラクターの育成
 - ②教育用テキストの改訂
 - 2) 研修会等の実施
 - ①技術士（環境部門）受験講習会
 - ②分析実務者研修会
 - ③ISO/IEC17025 基礎講座
 - ④内部監査員養成講座
 - ⑤環境計量士受験講習会
 - ⑥環境計量士講習会
 - ⑦アスベスト繊維計数に係わる技術研修
繊維計数技能向上プログラム：H21はアモサイトを対象としたが、H22はクリソ
タイトルで実施。9月下旬に技術セミナー、11月以降に偏光顕微鏡を利用した実技
研修会を3回開催する予定。
 - ⑧SELF 年4回の試料を配布し、実技研修を実施する。
4. 技能試験事業
 - 【水中の富栄養化成分分析(6月)】
 - 【水中の重金属分析(8月)】
 - 【水中の生活環境項目分析(10月)】
 - 【水中の陰イオン分析(12月)】
 - 【土壌中（または水中）の残留農薬分析(2月)】
の5項目の試料を配布し、測定分析結果についての集計解析。
5. 環境測定分析士資格認定事業
 - 1) 環境測定分析士3級試験の実施
 - 2) 環境測定分析士2級試験の実施
 - 3) 環境騒音・振動測定士初級試験の実施
6. 情報・資料収集および調査研究事業
 - 1) 環境計測工程に係わる調査研究
 - 2) 環境測定分析業務ガイドラインに係わる調査研究
 - 3) 環境測定分析技術に関する調査研究
 - ①大気測定分析技術に関する研究
 - ②水質・土壌測定分析技術に関する調査研究
 - ③騒音・振動測定分析技術に係わる調査研究
 - ④極微量物質の測定分析技術に係わる調査研究 【ダイキソシ、PCB、POPs等】
7. 国内外の関係機関との交流
8. 書籍等の刊行
9. 各種の斡旋事業
10. 受託事業

各事業についての詳細情報は、日環協ホームページを参照してください。

7. 関東支部環境セミナー 開催報告

第22回 日環協関東支部 環境セミナー 開催報告

埼玉県環境計量協議会 広報委員会

第22回 日環協関東支部環境セミナー in Kofu プログラム

【開催日時】 平成22年7月1日(木)・2日(金)

【開催場所】 甲府富士屋ホテル

【研修内容】

第1日目(7月1日(木))

②【分析機器展示】

13:00～17:30 分析機器・カタログ展示



②【環境セミナー】

14:00	開会の辞	セミナー実行委員長	小澤 一昭 氏
	支部長挨拶	日環協関東支部長	伊藤 修 氏
	来賓祝辞	甲府市長	宮島 雅展 氏
	来賓祝辞	山梨県森林環境部 部長	中楯 幸雄 氏
	来賓祝辞	日環協 会長	橋場 常雄 氏

14:30～15:45

特別講演 (1) 『FIシステムによる化学分析の自動化と高度化』
山梨大学名誉教授 山根 兵 氏

16：00～17：00

特別講演 (2) 『良いワインはよいブドウから』

サントリー酒類株式会社 登美の丘ワイナリー
所長・ワイン生産部長 大川 栄一 氏

17：00～17：30

機器・カタログ展示出展会社による紹介機器・カタログ展示

③【懇親会】

18：00～20：00

第2日目(7月2日(金))

①【技術発表会】(敬称略)

◎ 9：00～12：00第一会場

座長； (株)環境技研 星 正敏
(株)信濃公害研究所 阿部 隆夫

1-1 J I S排ガス分析法改正原案の要点・・・硫黄酸化物、窒素酸化物
JIS改正原案作成委員会((財)上越環境科学センター)
○横田 清士

1-2 ポリアミノポリカルボン酸型キレート樹脂を用いた微量元素の分析
(株)日立ハイテクノロジーズ 那珂アプリケーションセンタ
○白崎 俊浩

1-3 揮発性有機化合物を含有する水溶液の開発
一般社団法人化学物質評価研究機構
○山澤 賢

1-4 流れ分析法のJIS原案作成
流れ分析法JIS原案作成委員会(株式会社環境管理センター)
○馬場 左起子

1-5 古代貨幣材料の化学的考察
日鉄環境エンジニアリング(株)
○大石 徹

1-6 甲府市内を流れる濁川の一斉調査について(第5報)
山梨県環境計量協会 技術専門部会・ワーキンググループ
○星野 経彰(株)メイキョー)、渡辺 正仁(甲府タカヤマ環境計
量(株)、小机 洋子(株)山梨県環境科学検査センター)

- 1-7 ICP-AES における鉛分析—分光干渉を及ぼすニッケルの除去法の検討—
(財) 上越環境科学センター
○奥山 裕二
- 1-8 ワイドボアカラム GC/ECD 法による絶縁油中微量 PCB 分析法の検討
株式会社東芝 横浜事業所
○宮澤 太一

◎ 9:00~12:00 第二会場 (敬称略)

- 座長 ; (社) 埼玉県環境検査研究協会 山崎 研一
(株) 総合環境分析 石渡 裕
- 2-1 「騒音・振動測定 Q & A 集」作成について
日環協騒音・振動技術委員会 ((株) 環境テクノ)
○永沼 正孝
- 2-2 淡水紅藻と水環境
(株) 公害技術センター
○山口 知恵
- 2-3 排ガス中のダイオキシン類の試料採取法の検証
(社) 埼玉県環境検査研究協会
○渡辺 李之
- 2-4 水質試料の保存安定性について
(社) 群馬県計量協会 環境分科会技術委員会
(プロファ設計株式会社環境研究所)
○細田 博
- 2-5 簡易分析技術を用いた重金属を含む土砂を判定する手法の検討
(株) 環境生物化学研究所
○甚内 和博 、久保井 雅史
- 2-6 英語版報告書作成の手引きについて
内藤環境管理株式会社
○関口 和弘
- 2-7 温室効果ガスの環境影響評価手法
中外テクノス株式会社 東京支社地球エネルギー推進事業室
○宮崎 雅郎
- 2-8 二試料プロットによる共同実験結果の解析
(株) ジャパンエナジー 精製技術センター
○村井 幸男

② 【分析機器展示】

9:00~12:00 機器・カタログ展示

【参加感想 1 日目】 7 月 1 日 甲府駅に降り立ったのは午前 11 時過ぎ。日差しこそ強くはないが梅雨の晴れ間のムッとした天気ですごく暑い日であった。しかし、会場となっている甲府富士屋ホテルの講習会場は天井も高く、快適に講習を受けられそうで安心した。午後 2 時にもなると講習会場には 100 名を超える参加者が集まり、セミナー実行委員長の小澤氏の開会の辞で本セミナーが始まった。次に日環協関東支部長の伊藤氏の挨拶の後、甲府市の宮島市長が来賓祝辞を述べていたが、市長だけあって話も達者で、拔かりなく甲府市の P R を随所に散りばめていたのが印象的であった。続いて山梨県森林環境部長の中楯氏と日環協会長の橋場常雄氏が来賓祝辞を行った。



環境セミナー 講習会場風景



セミナー実行委員長
小澤一昭 氏



日環協関東支部長
伊藤修 氏



甲府市長
宮島雅展 氏



山梨県森林環境部長
中橋幸雄 氏



日環協会会長
橋場常雄 氏

午後2時半、いよいよ特別講演が始まった。今回の講演は2題あり、最初は山梨大学名誉教授の山根兵氏の講演でフローインジェクション(FI)システムの説明とその応用のお話であった。それによると、我々の環境分析が低コストで自動化ができて、感度も高められ、精度も良くなり、色々な分析方法に対応可能で、試料と試薬及び廃液が少ないという、良いことづくめのシステムで、JIS化もされる運びのようである。

2題目はサントリー酒類株式会社登美の丘ワイナリー所長・ワイン生産部長の大川栄一氏の『良いワインはよいブドウから』という講演で、よいブドウというものは土が、気候が、日当たりが、風通しが・・・とまあ、ブドウの木の栽培だけでよくもこれだけの話があると感心してしまう。ワインについてもまた推して知るべしのこだわりである。



山梨大学名誉教授
山根兵 氏



サントリー酒類ワイン生産部長
大川栄一 氏

【懇親会】 午後6時ともなると恒例の懇親会が始まった。私はこの懇親会に参加するたびに楽しみにしている。何年も会っていない友人に出会えること、また新たな知人ができることなど、出会いが息づく大切な時間であるからである。今年もまた、何人かとの出会い、話し、(間にほんの少しだけ食べて飲んで・・・) あっという間の2時間であった。



懇親会風景

【参加感想 2 日目】 二日目（7 月 2 日）この日もまた、会場の広間では分析機器・カタログ展示が行われていて、技術者との交流が行われていた。午前 9 時には第一会場と第二会場に分かれての技術事例発表が始まり、16 人中の 4 人が埼環協会員事業所の人たちによる発表であったし、埼環協の山崎会長も座長を務められていて、埼環協としてこの環境セミナーに十分に貢献していた。各発表ともいろいろな角度から検討・研究した成果であり、活発な質問も多く出ていて充実した内容であった。



第一会場技術発表風景

(以上)

幸せとは — 1

広瀬 一豊

この世の中で幸せになりたくないという人はおられるのかも知れないけれど、おられても極めて少数だろうと思います。「幸せになりたい」とは誰もが思うのでしょうか、それでは「幸せ」とは何ですか、今、貴方は幸せですか、もっと幸せになりたいですか、どうすればもっと幸せになれると思いますか、などと質問されたら皆さん、どのように答えられるでしょうか。

山のあなたの空遠く 「幸い」住むと人のいう。 ああ、われひとと尋(た)めゆきて 涙さしぐみかえりきぬ。 山のあなたになお遠く 「幸い」住むと人のいう。

...

カール・ブッセ Busse, Carl(1872~1918年)の詩です。ある所でこれを紹介しましたら、懐かしい詩を聞きましたと何人かの人に言われました。私も学生時代に習ってすっかり忘却の彼方に飛んでいたのですが、幸せについて何か書こうと思っているうちにふと思い出したわけです。

幸せ、分かっているようで分からない面もいろいろとあります。低開発国で飢えに苦しんでいる人のことを思えば、日々の食事が十分にあるということは大変な幸せです、一方、自家用機で思うところへ飛んで行き、地方独特の豪華なご馳走を食べられるという人に比べたら幸せとは言えないだろう、それでは自分は今本当に幸せなのだろうか、また、自分の幸せは何処にあるのだろうか、そのように自問自答してみると、「山のあなたになお遠く 「幸い」住むと人のいう」という言葉が大分実感を持って感じられるようになる、幸せとは考えてみると難しい問題だということになるのではないのでしょうか。

経済的な基盤があること、つまり所得というものが幸せの根幹の一つであることは否定できないと思います。「赤貧洗うが如し」という言葉もありますが、明日の食べ物にも事欠くようであっては幸せであるとは言えません。しかし、所得がある程度以上になると所得と幸せとの関係は薄くなってきます。それはご自分の生活を振り返って見られると分かることとは思うのですが、いろんなデータがあります。

「幸福の政治経済学」(訳本)に一人当たりの実質平均所得と生活満足度との関係を示

した図が掲載されているのですが、一人当たりの所得が 5000 ドルを超えると生活満足度はほぼ横ばいとなり、所得が増えても満足度は増えないという結果が示されています。同じようなことですが、日本のデータでは国民一人の GDP は 1958 年以來着実に右肩上がりに上昇して 1988 年には約 5 倍に増加していますが、生活満足度は一つも増えていないというデータも示されています。アメリカでは一人当たりの所得が 1 万ドルから 1.5 万ドルを超えるまでは所得と生活満足度との間に相関関係があるが、それを超すと相関関係がなくなるというデータもあります。

2008 年度に「世界で一番幸せな国」の調査が行われていますが、その結果を簡単に紹介しますと、1 位はデンマーク、GDP 順位は 5 位、2 位はプエルトリコ、GDP 順位はなし、ということは GDP のデータがないということなのでしょうか。3 位はコロンビア、GDP 順位は 81 位、4 位はアイスランド、GDP 順位は 8 位、5 位は北アイルランド、ここも GDP 順位はなしです。GDP 順位の 1 位はルクセンブルグですが幸福度順位は 13 位、GDP 順位 2 位はノルウェー、幸福度順位は 19 位といった具合で GDP 順位と幸福度との関係は存在しないと言っても過言ではないと思われます。

富と幸福度は一定の水準—心の平穩が保たれる水準—までは比例的に高まるが、その水準を超すとそれ以上の富は逆に心を乱す原因となり、結果的に不幸をもたらす、という大前提の上でアダム・スミスは経済と物質的豊かさを論じていた、そのようなことも言われています。

この議論といえますか、この考え方に妥当性を認めてくださる方は多いと思いますし、私も同感するのですが、一方、リーマンショック以降の不況期にあって景気回復への期待が高いのはどういうことであろうかという疑問が投げかけられています。

これは、今のアダム・スミスの言葉を借りれば、心の平穩を保つだけの所得が脅かされていると感じる人が増えてきているからではないかと思うのですが、どうなのでしょう。正社員だった人が契約社員に降格されたとしたら、生活の不安は付きまとうでしょう。生活満足感も吹き飛んでしまうのではないかと、そのように想像してもおかしくはないだろうと思います。それだから景気を回復させて欲しい、それも一理あることで、生活の基盤が脅かされているという状態の元では幸せは何処かへ飛んでいってしまうということなのでしょうけれど、それも無理からぬことと思われまます。

さらに大きな問題は「石油ピーク」です。「石油ピーク」のことは以前にこのニュースの中で紹介したことがありました。これは「もったいない学会」の石井会長が提唱されている概念で、最近のものを紹介します。

「地球は有限、資源は質が全て」、エネルギーが「文明のかたち」を決める。それはエネルギー無しに何も動かず何も作れないからである。今石油文明が限界に来ている。石炭、原子力、太陽、風力発電ですら石油が頼りである。この文明の生血、石油の生産

が需要に追いつかなくなる、それが「石油ピーク」である。

これは食料ピークでもある。現代農業には肥料、農薬、機械など全てに石油、天然ガスが欠かせない。そして農作物が消費者に食品として届くまでの流通、加工に石油が更に使われている。

プラスチック、合成繊維などの合成化学品の原料も石油、天然ガスである。車、飛行機、船も流体燃料で動くから、石油ピークはグローバリゼーションを直撃する。つまり「石油ピークは食料ピーク、そして文明ピーク」なのである。

しかし社会にはそうは思わない人が大勢いる。まだ石油はある、新エネルギーも技術によって、さらにメタンハイドレート、水素エネルギー、海洋エネルギー、宇宙太陽発電など技術開発で可能という。だが、それは「質」を考えていないという難点がある。

石油ほど質のよい優れた濃縮した資源はないのである。石炭液化もエネルギーが必要であり、資源も有限である。原子力で水素をと言う見解もエネルギー収支比、EPR で評価すべきであり、しかも水素は扱い困難、社会インフラを全て変えるレベルである。

長期的に太陽、風力、小水力などの自然エネルギーに期待だが、量は膨大だが濃縮していないことを念頭に地域分散型で考えなければならないが、最も重要なことは先ず脱浪費である。永遠に量的成長を望めないし、あり得ない。

経済恐慌の真因は石油ピーク、財政投資の効果は一過性でしかない。1929年の大恐慌当時と違い資源制約が根本にある。今後、文明は「長い下り坂」に入る、それにどう対応するか本気で考えることである。中国、インドなどの内需拡大に期待しても、一時的でしかない、彼らの国内資源も有限だから。

こういう時代がやってくるのは必然である。それまでに残された時間がどれくらいあるのか、それは議論の分かれるところであろうけれど、何時かは必ずやってくることに間違いはない。

「石油ピーク」が来たらどんな社会になるのでしょうか。産業技術総合研究所、大久保泰邦さんが「20XX年の日本」というタイトルで書いておられるのを紹介します。

- ・コンビニは配送用のトラックが動かず、品数が激減し、夜間は節電のため閉店
- ・冷凍保存食品がスーパーやコンビニから消え、自動販売機はなくなる
- ・野菜は外国産が姿を消し、国産野菜は価格が高くなり量も少なくなる
- ・肉・魚も輸送燃料不足で輸入はなり、国産の肉は量が少なく、一般家庭では殆んど買えない
- ・夜間のネオンなど余分な明りは消灯する
- ・深夜テレビはなくなる
- ・一般用のガソリンの販売は停止となり、会社通勤は電車とバス、自転車と徒歩

・飛行機は殆んどなくなる

そういった時代を迎えたときにどのように生きるのか、どのような生活態度をするのか、そういった時代の幸せとは何なのか、どうすれば幸せだと感じる事が出来るのか、「収入半分、支出半分、幸倍増」、どうすれば「幸倍増」が出来るのか。

本当にそんな時代が来るのかどうか、来ては欲しくないなと誰もが思うのですが、石油資源は何時かは枯渇する、これは明確な事実です。それが何時来るのかが問題なわけで、自然エネルギーは無限にあることは間違いないことであっても、濃縮されていないが故にそれを活用するにはまたエネルギーが必要になるという視点が欠落していることに気がつかないといけないということです。

食糧の問題もあります。Antony F.F. Boys(東北大大学院)さんの研究結果ですが、

自給率 40%	5100 万人		
廃棄食品ゼロ	+1000 万人		
カロリー減少	+ 740 万人		
作付面積増加	+2000 万人	以上合計	8840 万人 総人口の 69%

ということで、現在の人口の 69%は養えるという計算になるということですが、最悪の場合、石油不足で生産性 30%減少すると仮定しますと 3255 万人しか養えない、つまり、江戸時代に戻るということになるとのことです。

とにかく、日本は食料自給率 40%、エネルギー自給率 6%という状態ですから、「石油ピーク」の影響をもろに受けるということになります。そうしたことも踏まえて、幸せとは何か、どう考えればいいのか、どういう道があるのか、そんなことを考えてみたいと思います。



自己規格化の話

藤田 良廣

1. はじめに

この頃は、色んな意見が錯綜しているように感じられます。私の個人的な感じですが、それぞれが自己規格化を進めて一つの意見を作り上げていく傾向があると思っています。この規格化について、以下述べていきたいと思います。

2. 意見の広域化

今は、新聞、雑誌を読むことにより種々の考え方が得られます。この様にして得られた知識をそのまま自己の規格として発表する人も見られるようになってきました。この様な形の意見が自分の意見として発表されるように思われます。この点について考えてみます。何度も同じ意見を聞いていると、何時かそれが自分の固有の意見のように思えてくるようです。そんな状況で出来た自分の意見が溢れているのが現代ではないかと思えます。色々の見解が行き交っているようでも基本の考えはある程度に限られているように思えます。

時には外国の話をお勘違いして自説としているモノもあります。でも、それを外部に自説として発表しているうちにその発表した意見が自分の意見であると信じ込むようになります。後で、正しい訳語を聞いても、自分の初めの解釈を正しいと信じる場合が多いようです。自分の意見を獲得したと言うべき場合でしょうね。

私としては、この様な形で成立してもその見解はその人の見解として確立して行くと思います。この結果として、意見は広域化して行くのです。

3. 広域化した意見との対応

この様な広域化した意見にどう対応するかを考えてみましょう。

基本的には、私は、本人が自分の意見として表明したモノで有れば、自発的な意見と解釈して良いと思います。従って、その意見の発祥に関わらず、発現した人の意見として捕らえて良いと思っています。

○ この意見どこかで聞いたと思ったが同じ意見があちらこちらで

この様なわけで、多様な意見が溢れる状況が生じます。これを現実として対応を考えて行くべきだと思っています。

4. 自己規格化への道

この様にして自分の考えを作り上げ、自分の思想として行くと、結果として「自己規格化」が成立します。

今の世の中に、この様な自己規格が多くなっていると感じられないでしょうか。自分の意見と言いながら実はアヤフヤな見解に過ぎないモノも少なく無くないように感じられます。皆さん、自分の確率には自己をはっきりさせることが必要ですよ。

自分の立つ位置がはっきりしない自己規格化にだまされない注意が必要です。他人の意見に同調するときには充分注意して下さい。

5. 政治家の立脚点

21世紀になってからの日本の政治家の立脚点に不信感を持っている人は多いようです。20世紀の政治家のように、革新・共産主義：保守・反共の対立で有れば分かりよかったのが、小党分立してそれぞれの立脚点があきらかにないのでは何を訴えようとしているのか全く見えません。国民のため、国民の利益を重視すると言ってもそれがはっきりと分かる政策とは理解されていないのが大きな問題でしょう。市民のための政策というのが確立されていない時代であると言って良いでしょう。

政治論争が出来にくい変な時代に生きているという感じもしますね。

○ 正直に政策言わずに揚げ足を取る奴が受ける変な時代に

本気に政策を議論したい人には適合しない時代ですね。

6. 自己主張の困難さ

本気で自己主張してもまともに理解されない難しい時代。このような難しい時代にまともに自己主張しようと言う人は壁の中に閉じこめられたような感じでしょう。まともに意見を述べてもマスコミはまともに取り上げてくれない、3枚目の扱いをされる。ここで自己主張をまともに取り上げさせるには、尋常の手段では困難です。常識破れの不法な行為を取る政治家の出現もやむをえないかもしれません。

○ 破廉恥な言動重ねる変な奴その裏側に本音が潜める

先ず同志を集めて、数の力で動き出す以外に方法はないのかもしれませんが。

7. これからの時代

これからの時代に、真面目に自己主張しようとするなら、それなりの努力と発想が必要である。本当にまともに自己の基準を理解させるためには、それに相応する努力が必要な時代となっている。昔のように規格化された社会では無くなっているだけに、それを突破するには、今までにない努力が必要である。我々も時代が変わりつつあることを認識して行動しなければならない時に遭遇しているのである。

○ 行動は時代考え計画を綿密にたて動き始めよ

○ 世の中を嘆くだけでは片付かぬ時代の流れ把握して動け

これからの時代は、状況を把握して動かなくてはならない。この「状況の把握」が特に難しい。我々高齢者は、時の流れを理解しながら対応を考えて行かなくてはならない。変動の時代に生きるにはそれなりの認識と努力が必要となる。過去の人たちもそれぞれの時代に同じ様な苦勞をして生きてきているのである。

完



8. 寄稿 ③

木と樹の徒然記（森も見て木も見る） 17

株式会社 環境総合研究所
吉田 裕之
(森林インストラクター第1677号)

内藤環境管理 株式会社
鈴木 竜一
(森林インストラクター第98号)

今年の夏はここ5年くらいをみても、比較的暑い夏ですね。特に梅雨明け十日といわれる7月下旬は厳しい暑さでした。しかし慣れとは面白いもので、熊谷在住の筆者は35度以下だとそれほど厳しい暑さを感じません（壊れているのか?）。熊谷スポーツ文化公園の隣に住んでいますが、夜寝るときに冷房を使ったことがないのです。熱帯夜でも大丈夫です。ネコは1年に3日しか暑いと思う日がないらしいですが、ほとんどネコなみになってきたようです。

29. 「森林認証」制度について

今回は思うところがあり、ちょっと堅い話をしてみたいと思います。

表題の「森林認証」を聞いたことがある、あるいは知っている方はどれくらいいるでしょうか。**認証といえば我々の業界ではISO9001や14001、ISO/IEC 17025などがお馴染みですよね。森林認証は1993年にWWFが主体となって、FSC (Forest Stewardship Council) を発足させたのが始まりです。現在ではこの他に3つの認証制度があり、日本でもSGEC (Sustainable Green Ecosystem Council) が2003年に発足しています。

内容としては、「適切な森林経営や持続可能な森林経営が行われている森林又は経営組織などを認証し、それらの森林から生産された木材・木材製品へラベルを貼り付けることにより、消費者の選択的な購買を通じて、持続可能な森林経営を支援する取り組み」(林野庁HPより抜粋)を指します。認証機関から認証されると、「エコ」な取り組みの製品を市場に出せるメリットができます。例えば森林認証を受けた林産物(紙とか家具などなど)には、マークが付与されるので消費者が環境問題に関心があれば、この製品を選択的に利用することができるわけです。皆さんが会社で利用している封筒にも、マークが入っているかもしれません。



さて、この森林認証についてキーワードをみてみると、「持続可能」という言葉が出てきます。環境問題を考えるうえで必ず出てくるキーワードですよね。資源の枯渇と資源を利用した後の廃棄物の増大が、環境問題の本質です。有限の資源をどれだけ食いつないでいけるかが命題であり、それを言い換えたのが「持続可能な開発」です。

いつだったかこの稿で書いたことがあると思いますが、森林管理や林業的視点から森林に対する施策を分類すると、保護・保全・保続の概念があります。このうちもっとも「持続可能」に近い概念は保続の概念です。もともと林業は持続可能な産業ですし、森林の持つ公益的機能^{*1}と直接的生産機能^{*2}は、再生産・再開発が可能な森林経営に立脚したものです。この認証制度ができる10年以上も前に、林学を学んでいたころを思い返してみると、なにをいまさら？という感想があります。

認証における効力の評価は、認証を受ける事業体によりその指標が変わると思いますが、少なくとも「ものを売り（あるいは消費させ）、利益を上げる」といった経済活動の原理原則では、「エコ」でないと競争にならないのは事実です。筆者はこの「エコ」という言葉（ついでに言うと「地球にやさしい」とか「環境にやさしい」も）が大嫌いです。薄っぺらで、「エコ」であればどんな無駄をしてもいいような風潮が見え隠れしていることがたくさんあります。認証を提供する側と受ける側の温度差もあるでしょう。何をもって認証を評価するのでしょうか。この点が明確でないと、単なる免罪符を渡すだけになってしまうと思います。認証を受けた事業体の監査を、認証機関そのものやその関連団体などが評価するようでは、適正に疑問符をつけざるを得ません。

最近「適正な評価」について考えることがあり、翻って私達の業界である計量証明事業についてみてみると、第3者としての独立性が保たれていることが、適正な事業の発展につながると思うのです。

- * 1：森林が生活環境保全してくれる機能。大まかに分けると、気象環境の緩和・水源涵養・自然災害防止及び軽減・防火・騒音低減・大気浄化・風致保全・環境指標・野生鳥獣の保護・レクリエーションの場の提供など。細分すると40以上にのぼる機能がある。国の保安林制度では公益的機能を17の保安林に分類して指定している。
- * 2：林業の成果物。木材の供給・きのこや山菜の供給など。

竜

森林認証制度とは少し違いますが、長野県のように県内の林地をさまざまな団体が整備などの保全活動をした場合、その活動により吸収される CO₂ の量を認定してくれる制度があると、地域で活動する団体に対し他地域の団体などから資金等の支援をしていただき安くなるので、保全活動をしている側としては、助かるんですけどね。

難しい話はともかく、35℃を超える猛暑日でも森林の中は、日差しが遮られることや樹木が光合成に必要となる養分などを枝葉まで運ぶための蒸散などにより外部と比較し、かなり涼しく感じます。森林には夏の気温上昇を和らげてくれる効果があります。子供の頃の雑木林は、クワガタ虫やカブト虫などが捕れる夏休みの大切な場所でしたが、大人になった現在でも森はかなり楽しめる場所です。今回は、少し遠い場所ですが大切に残されている凄い樹を紹介します。

最初の場所は、山形県最上郡の川下りで有名な芭蕉ラインの発着場所にほど近い場所にあるスギで「山之内黒杉」と呼ばれる巨木です。幹周りが15m、樹高25mもあり身長180cm以上の私が抱きついてみると、まるでセミのようになります。

1000年以上もの間、環境の変化や風雪に耐え抜き生育している姿には、神々しさを感じます。

この辺りは、全国最大級の巨大スギの群落となっており、「幻想の森」などと呼ばれています。

この森で、同行した仲間達の写真を撮るとまるで森の小人達が写っているかの様な不思議な錯覚を覚えます。



次の樹は、真室川町にある全国ランク第2位となっている「万助沢の大カツラ」です。幹周 18m、樹高 35m 樹齢 1000 年以上とされています。このカツラが生育している場所まで行くには、沢を何回も渡り、溪流を遡行しなくてはなりませんので一般の方にはお勧めできません。



私たちが訪れたときには、崖から転落したのかカモシカの若い個体が近くで死んでいました。そんな険しいところです。一方、ナラタケやナメコなどの山の幸も収穫できました。

続いては、金山町にある「大美輪の美林」です。金山町は、日本有数のスギの生産地であり、この森はこれまでの樹々と違い、人が植林したスギの人工林ですが、樹齢 300 年近い巨木が樹高 49m まで成長しています。



周辺には、同様な樹が 100 本以上もあります。

人工林とは、材木を生産することを目的に人の手により植林し、育てられた林地ですから、江戸時代に植えられたスギが代々の所有者により守り受け継がれた結果存在している森なのです。近代史を繙けば当地でも様々な事象が起こっていますが、伐採されずに保存されているということに、その凄さを感じます。

「幻想の森」では、当時燃料の無い住民が樹の内側(材の部位のみ)を抜き取った形跡がある樹をみるすることができます。当時の政策として樹木を切ることができなかった住民が生きていくために樹の内側だけをこっそりと抜き取って使っていた様です。多くの生きものたちを育む森と上手に折り合いを付けながら生活していた先人たちの知恵を継承することは大切なことであると思います。

1000 年先のことは、判りませんが、せめて子供や孫達が暑い夏に涼しい日陰で過ごせる場所を残してあげたいものですね。

よ

8. 寄稿 ④

立ち入り検査時のハプニング

社団法人 日本環境測定分析協会 岡崎 成美

計量証明事業所には、適正な計量が実施されているか否かを確認するために、計量法に基づいて立入検査が行われる。この検査は概ね登録1年後、その後は5年程度ごとである。

登録はしたものの環境分析は社内のみ、また登録1年後では業界付き合いも少なかった。

そこに最初の立ち入り検査である。応接室でスケジュール確認後、分析室へ入ると検定所職員が書類を見ながら「キブツ」を見せてくださいという。「キブツ?」、キブツ（集団農場）はイスラエルでないと見られませんね、と返事をすると相手はキョトン?話しているうちに、それは器物と書きpH計、分光光度計などいわゆる分析機器のことだと分かった。検定所職員は一般計量の人が多いので、そのような言い方をしているようだ。

次に「ヤチョウ」を見せてくださいと言う。「ヤチョウ」とは野鳥と思い、ここは室内ですから外に出ないと見られません。正門の近くにM大社があります。九州から分社して20年余りですから、鎮守の森もうっそうと茂り野鳥の楽園となっています。数十種類の野鳥が観察され、国鳥である「キジ」のツガイも何組かおります。またまた、職員はキョトン?

やがて、ヤチョウは「野帳」のことだと分かった。広辞苑を見ると「検地のひかえ帳。土地測量の実際を記入する帳簿」とある。これに語源があるようだ。すなわち、測定条件、測定結果などを加工していない「生のデータ」のことらしい、言わば業界用語だということが分かった。

いっぽう同行していた通商産業省化学品検査所（現、独立行政法人製品評価技術基盤機構）のS化学品検査課長は「標準液」を見せてくださいという。毒物保管用キャビネットを解錠すると一本一本手にとって見ていた。中に開封していないカドミウムの1,000ppm標準液があった。これは有効期限が過ぎているから使ってはだめですね、良かったら頂いても構いませんかと言う。

もちろんですと答えると持ち帰った。それから旬日を経ずして電話があり、あの標準液をチェックしたら間違いなく1,000ppmでしたので、有効に使わせてもらいますとのことだった。

数年前、試薬のJIS改正委員会で偶然にもS元課長と再開した。通産省を退職後W純薬社に就職し、試薬JIS改正の事務局を担当しておられた。

以上、四半世紀前駆け出し計量管理者のハプニングでした。

ハプニングではないが、この業界で多用されている「検体」と言う単語は気になる。元来、医学用語であるが何時頃からか知らないが排ガスや排水にも用いられている。魚介類中の水銀分析など、生体試料の場合には用いても問題なさそうだが。

JIS K 0216 分析化学用語（環境部門）には記載されていない。この原案作成委員として私も参加したが、「検体」を入れようとの発言は誰からも一回もなかった。因みにJISでは「試料」である。

言葉は生きており変化するものであるから、余り気にする必要はないのかも知れない。

世界遺産、熊野古道を駆ける

大峯奥駈編：160km、吉野山から大峯山を経て本宮大社へ

2010. 5.15 ~ 5.16

松井 朋夫

大峯奥駈道、吉野から熊野本宮大社を結ぶ修行の道。今から1300年ほど前、飛鳥時代後期、修験道の開祖、役行者によって開かれた全長160kmに及ぶ、陰阻な大峯山脈を尾根伝いに跋涉し、験（しるし）を修める道です。この間には山上ヶ岳、弥山（みせん）、八経ヶ岳、釈迦ヶ岳、地藏岳など1500~1900mほどの山々が続き、大峯75靡（なびき）と呼ばれる霊地、行場に祠や仏尊像などが多数あります。

修験道の何か心身に満ちてくるようなものを感じ取った、という訳ではありませんが、深い山なみの中に身をおき、早朝から日没近く、日没すぎまで歩き走り続け、吉野山から熊野本宮大社へと宿坊一泊の二日約30時間で無事に到達することができました。昨年はじめてエントリー資格を得て参加したのに、中間点の前鬼小仲坊に到着できずにリタイアしたため、とにかく大満足でした。



（スタート地点、吉野山奥千本の金峯神社鳥居、
一日目朝4時）

＜一日目、吉野山から前鬼小仲坊へ＞

スタート地点は吉野山の町並みはずれ、奥千本にある金峯神社で、時刻は早朝の4時。このため、参加者13名全員は神社東屋の軒下でのシュラフ泊か付近でのテント泊になります。私はどこでも寝られるタイプなので、前夜8時過ぎにから爆睡し、3時過ぎ周囲の物音であわてて起床しました。標高800mくらいなのでやはり肌寒く、一気に眼が覚める。空気が澄んでいて、雲ひとつない満天の星。

スタート地点では主催者の京都のMさんをはじめ、顔なじみの面々13名が集まっていた。

午前4時、スタート。真っ暗な道をヘッドランプの明かりを頼りに進む。スタートから1時間、5時ころ、四寸岩山を通過したあたりでご来光を拝み、その神々しさに思わず合掌する。原始の人々もそんな感じだったのかも知れない。ぶなの原始林帯を気持ちよく駆けていくと、五番関（女人結界門）に着く。まだ6時過ぎ、予定より1時間以上も早い（金峯神社を4時にスタートして、1日目のゴールである前鬼小仲坊の関門が20時、登山地図のコースタイムの半分で行くと仮定すると、ゴールが18時、ここ五番関は7時半となる）。この先難所もあるし、ペースは徐々におちていくので、まあこんなものかな。

視界が開けはじめると、左手眼下に洞川温泉郷が見えてきた。ほどなく、見覚えのある洞辻茶屋が見えてきた。ここで、洞川からの道が合流する。茶屋の中の役行者像の前のベ

ンチで小休止し、参加賞である柿の葉ずしの一切れで補給する。ここからは大峯早駆コースと同じであり、都合3回目なので、安心感がある。

有名な西の覗きを過ぎ、大峯山の山門をくぐり、登っていくと、読経の声が聞こえ、山上蔵王堂がみえてきた。入り口にて合掌、中は暗いのと焦点が合わないので、よくわかりませんでした。先を急ぐので、早々に退散しようとする、行者さんと目が合い、思わず合掌、礼。

このあとは待望の下り、阿弥陀が森の女人結界門を出て、深山の赴きが漂い、心地よいコースが続く。明王ヶ岳、普賢岳、弥勒岳と仏教と縁のある山々を登り下りし、除々に足が落ちていく。遠くに弥山が壁のように見え始めた。つらいなと思っていると、歩き走りから歩き歩きになり、やがて小休止が続くようになってきた。この登りの途中で、三重のHさんに抜かれる。聞くと私がラストになったようだ。ようやく、弥山山に着くと、登山客がうまそうにビールを飲んでいたが、トレイルの競技中なので、我慢我慢。

弥山からはごろごろ石道を下ると、立ち枯れの木がたくさんある。この辺りは鹿の被害があるようで、コースの尾根筋はフェンスで囲まれ、出入り口には扉がついている。近畿最高峰の八経ヶ岳を過ぎ、釈迦岳へとハードな尾根コースが続く。とくに、東の谷筋は岩峰が切り立っており、西側の谷筋は岩屑が遙か先まで続き、思わず足元がすくむ。釈迦岳の登りにさしかかると、先に行っている4人となんとなく合流する。時刻は16時過ぎなので、本日の時間内ゴールがみえてきた。最後の直登で頂上にひょいと身をだすと、文字通りお釈迦さんが立っておられた。伝説の強力が担ぎあげたそうであるが、自分には到底まねが出来ない。

このあと、太古の辻に17時着、まだ十分に明るい。昨年はこちらで、19時前で暗くなり、道標を見失ってしまったため、コースアウトリタイア、ビバークしたいわくつきの地点である。ここで、稜線から離れ、今夜の宿である前鬼小仲坊へと崖のような沢筋をえんえんと下っていく。

小仲坊では風呂と食事とビールと参加者全員でいただく。この大会は今年で10回目になるがこの時間で全員揃



うのは初めての快挙だそうで、主催者の京都のMさんと小仲坊の五鬼助さんはほっとしていらっしやった（昨年にご迷惑をおかけしました）。食事時に五鬼助さんのいわれを語っていただいた（1300前の役行者のいっつけを唯一守り続けているそうで、当代で61代目、今の建物も500年以上を経過しているそうです）。

（一日目ゴール地点、前鬼小仲坊の入り口、午後6時5分）

<二日目、前鬼小仲坊から熊野本宮大社へ>

前夜はビールを二つもいただき、心地よい酔いと疲れからまたまた爆睡し、周囲のざわめきで起床する。4時にスタートするものの、前夜に二日目の方がしんどいとさんざん聞かされていたので、少々不安と疑問とが交雑していた。これから高度を下げていくのになんでなんやろう。確かに過去の記録では完走した皆さんは二日目のタイムが悪い。そんなことを考えながら、稜線の太古の辻へと登っていく。

太古の辻からは、未体験ゾーンなので、わくわくしながら駆け出した。時計をみると、5時でようやく明るくなり始めたが、霧が深く神秘的でさえあった。そんな中を登ったり下ったりを繰り返して、地蔵岳、涅槃岳を過ぎ、少し長い下りのあとに持経の宿に着く。林道があり、車から管理人さんが水タンクをさげてこられた。聞くと、あと1時間後に行者さんたちが来るそうで、お茶の接待の準備をされているとか。私もありがたいお水をいただく。

再び尾根道に戻り、千年檜を過ぎ、駆けていくと、「懺悔、懺悔、六根清浄」の声がかたまってきた。登って、下り始めたときに行者さんたちと遭遇、総勢20名ほどである。こちらが下りなので、道を開けて待っていると、「かめへん、先、行き」と逆にゆずってもらった。私より先にいくランナーとやりとりがあったらしく、「本宮まで気つけや」と励まされた。なんか自分も修行僧になったような気分である。

転法輪岳、行仙岳を過ぎ下っていくと、視界が開け、行仙宿の大きな小屋とテント場が見えてきた。小屋の脇をすり抜けようとする、なかから人が出てきて、一杯のスポドリをいただく。接待を受けるようなことはしていないのにありがたく頂戴する。

笠捨山への登りにさしかかるあたりから徐々にペースダウンし始める。まだか、まだかでピークにたどりつくと、眺望がいい。中高年の登山パーティ、総勢20名ほどがゆっくりと休憩していた。こちらは短く食事給水をし、先を急ぐ。時刻は11時を回っている。18時ゴール予定のペース表では、ここを10時通過なので、遅れだしている。

笠捨山のごろごろ石道を下り、地蔵ヶ岳にさしかかる。このへんは事前に聞いていたとおり、尾根が切れており、鎖場もあり、歩くのが精一杯のところ、時間がどんどん過ぎていく。あせってもしょうがないので、安全第一で歩く。急な崖を下りきると、杉林のやや広い尾根道となってきた。下りなので、どんどん加速していく。林道にでると世界遺産の石碑があり、また尾根道に戻る。このあたりは林道と交差している。

玉置山のピークを過ぎると、長い下り階段があり、ひときわ巨大な神代杉を見上げ、さらに下っていくと玉置神社の境内に入る。ここは、熊野大社の奥の院みたいな存在で、日本最古の神社とも言われており、大杉が鬱蒼と立ち並び荘厳で神秘的空間となっている。本殿で拍手をうち、拝礼したのち、奥駆道の道標とおりに進む。時刻は15時30分、完走するには15時までには通過するように聞いていたので、少々きびしさを感じる。しかし、まだ体力が残っているので先を急ぐ。

玉置山から本宮までは下るだけかなと思っていたが、玉置山から下った分を次の大森山までその分登り返す。そのあと、大森山からはけっこうな激坂の下りが続く。下りは重心移動だけで惰性でいけるので助かる。またまた、登りで五大尊岳を着く、時刻は17時30

分、木々の間から熊野川と本宮らしき家並みが目に入ってきて、「はよ、おいで！」とも言っているようだ。その西方の山にはお日さんが近づきつつある。

また登りになり、あえいで登りきると大黒天神岳であった。眼下には熊野川が手に取るように見えてきたが、あたりは暗くなり始めてきた。杉林に戻ると、すっかり暗くなり、仕方なくヘッドランプを取り出す。吹越山を過ぎ、最後のピーク七越峰に着いた。時計を見ると、あと1時間しかない。とにかく、道標を見失いようにとヘッドランプを手にして、足元と周囲を確認しながら進む。山道が終わり、舗装道路に出た。あとは走るのみで、橋を渡り、国道沿いに本宮の町を目指す。火事場の馬鹿力ではないが、平坦道ならまだ走れる。本宮の町に入り、直ぐ右に曲がり、大斎原の鳥居をくぐり、ゴール。なんと、関門5分前の19時55分で、滑り込みセーフであった。

最後の最後、苦しめられたが何とかゴールでき、大感激で座りこんでしまった。予約しておいた本宮大社前にある宿につくと、先にゴールしていた3人と、熱き抱擁。その夜、祝杯をあげたことはいまでもありません。



(二日目ゴール地点、本宮大社旧社地の大斎原、午後7時55分)

なお、七越峰から熊野川河原におり、川を渡渉して大斎原に至るのが本来の奥駆道なので、次回は余裕をもって、渡渉したいものです。

(以 上)

9. 会員名簿

埼玉県環境計量協議会 会員名簿 (1/9)

(アイウエオ順)

事業所名 代表者 役職氏名 URL	連絡担当者 部署 氏名	事業所所在地 TEL FAX 連絡用Eメールアドレス	濃度計量 (下段・特定計量)				騒音	振動	土壌調査 指定 機関
			水質	大気	臭気	土壌			
アルファ・ラボラトリー(株) 分析センター 代表取締役 清水 学 http://www.alpha-labo.co.jp	代表取締役 清水 学 技術課 金森 重雄	〒 331-0811 さいたま市北区吉野町1-6-14 048-666-3350 048-665-8242 info@alpha-labo.co.jp	○	○	○	○			○
猪俣工業(株) 代表取締役社長 猪俣 訓一	環境測定 秋山 進	〒 351-0114 和光市本町16-2 048-464-3599 048-464-3620 inomata@inomata.co.jp		○					
エヌエス環境(株)東京支社 東京技術センター 代表取締役 若佐 秀雄 http://www.ns-kankyo.co.jp	東京技術センター 寺尾 龍児 東京支社 相原 一則 (048-749-5881)	〒 343-0831 越谷市伊原1-4-7 048-989-5631 048-989-5636 terao-r@ns-kankyo.co.jp	○	○	○	○	○	○	○
一般財団法人 化学物質評価研究機構 東京事業所 所長 田所 博 http://www.cerij.or.jp	環境技術部 赤木 利晴	〒 345-0043 杉戸町下高野1600番地 0480-37-2601 0480-37-2521 akagi-toshiharu@ceri.jp	○	○	○	○			
(株)環境科学コーポレーション 埼玉事業所 所長 渡辺 文男 http://www.eac.jp	連絡先 西嶋 慶文	〒 367-0394 児玉郡神川町渡瀬222番地 0274-50-3005 0274-50-3006 techsales@asahi-kg.co.jp	○	○	○	○	○	○	○
(株)環境管理センター 北関東支社 北関東支社長 若林 潤一 http://www.kankyo-kanri.co.jp	企画営業 グループリーダー 斉藤 徹	〒 338-0003 さいたま市中央区本町東3-15-12 048-840-1100 048-840-1101 kitakantoecc@kankyo-kanri.co.jp	○	○	○	○	○	○	○

注) 土壌調査指定機関とは、土壌汚染対策法に基づく指定調査機関を指します。なお、県残土条例に基づく土壌分析については、濃度(土壌)の事業所区分欄をご参照ください。

埼玉県環境計量協議会 会員名簿 (2/9)

(アイウエオ順)

事業所名 代表者 役職氏名 URL	連絡担当者 部署 氏名	事業所所在地 TEL FAX 連絡用Eメールアドレス	濃度計量 (下段・特定計量)				騒音	振動	土壌 調査 指定 機関
			水質	大気	臭気	土壌			
(株)環境技研 戸田テクニカルセンター 代表取締役 能登 祥文 http://www.kankyougiken.co.jp	所長 熱田 邦雄	〒335-0034 戸田市笹目2-5-12 048-422-4857 048-422-3336 center@kankyougiken.co.jp	○	○	○	○			○
環境計測(株) さいたま事業所 代表取締役 高井 優行 http://www.kankyou-keisoku.co.jp	所長 品川 武志 (連絡担当)営業部長 浦橋三雄 営業課 清水文男	〒336-0926 さいたま市緑区東浦和5-18-80 048-873-6566 048-873-6566 simizu@kankyou-keisoku.co.jp	○	○	○	○			○
環境計量事務所ズムラ 鈴木 多賀志	鈴木 多賀志	〒337-0033 さいたま市見沼区御蔵1247-8 090-7816-4974 048-683-7098 RXA04071@nifty.com							○
(株)環境工学研究所 代表取締役 堀江 匡明	代表取締役 堀江 匡明 営業課 鯨井 幹雄	〒360-0841 熊谷市新堀169-4 永田ビル 048-531-0531 048-531-0532 k-kogaku@bi.wakwak.com	○			○			
(株)環境総合研究所 代表取締役 伊藤 修 http://www.kansouken.co.jp	業務部技術営業G 久岡 正基	〒350-0844 川越市鴨田592-3 049-225-7264 049-225-7346 office@kansouken.co.jp	○	○	○	○			○
(株)環境テクノ 代表取締役 永沼 正孝 http://www.kankyoutekuno.co.jp	業務グループリーダー 鯨井 善彦	〒355-0008 東松山市大字大谷3068-70 0493-39-5181 0493-39-5191 info@kankyoutekuno.co.jp	○	○	○	○			○

注) 土壌調査指定機関とは、土壌汚染対策法に基づく指定調査機関を指します。なお、県残土条例に基づく土壌分析については、濃度(土壌)の事業所区分欄をご参照ください。

埼玉県環境計量協議会 会員名簿 (3/9)

(アイウエオ順)

事業所名 代表者 役職氏名 URL	連絡担当者 部署 氏名	事業所所在地 TEL FAX 連絡用Eメールアドレス	濃度計量 (下段・特定計量)				騒音	振動	土壌 調査 指定 機関
			水質	大気	臭気	土壌			
(株)環境モニタリング研究所 環境分析センター 代表取締役 三上 承治 http://www.emrc.jp/	埼玉事務所 事務所長 糸井 洋	〒 332-0001 川口市朝日2-24-6 048-225-8891 048-225-8894 bisi@emrc.jp	○			○			○
関東化学(株)草加工場 工場長 野口 富弘 http://www.kanto.co.jp	検査部 小林 秀幸 検査部 高橋 恵一	〒 340-0003 草加市稲荷1-7-1 048-931-1331 048-931-5979 kobayashih@gms.kanto.co.jp	○			○			
(株)関東環境科学 代表取締役 清水 政男	検査・分析Gr 斉藤 敏男	〒 348-0041 羽生市上新郷5995-7 048-560-6222 048-560-6223 kanto.e.s@image.ocn.ne.jp	○	○		○			○
(株)岸本医科学研究所 代表取締役 徳田 充宏 http://www.kclgroup.co.jp/	環境計量部 荒井 範彦	〒 330-0043 さいたま市見沼区大字中川字大山 1138-5 048-682-5481 048-682-5763 om_kankyo@tcl.ne.jp	○	○		○			
協和化工(株) 社長 司城 武洋 http://www.kyowakako.co.jp/	分析センター長 尾崎 厚史 分析センター 佐藤 友宣	〒 365-0033 鴻巣市生出塚1-1-7 048-541-3233 048-540-1148 t-sato@kyowakako.co.jp	○	○	○	○		○	
(株)熊谷環境分析センター 代表取締役 萩原 美澄 http://www.kumagaya.co.jp	取締役 萩原 尚人	〒 360-0855 熊谷市大字高柳1-7 048-532-1655 048-532-1628 info@kumagaya.co.jp	○	○	○	○		○	○

注) 土壌調査指定機関とは、土壌汚染対策法に基づく指定調査機関を指します。なお、県残土条例に基づく土壌分析については、濃度(土壌)の事業所区分欄をご参照ください。

埼玉県環境計量協議会 会員名簿 (4/9)

(アイウエオ順)

事業所名 代表者 役職氏名 URL	連絡担当者 部署 氏名	事業所所在地 TEL FAX 連絡用Eメールアドレス	濃度計量 (下段・特定計量)				騒音	振動	土壌 調査 指定 機関
			水質	大気	臭気	土壌			
(株)建設環境研究所 代表取締役社長 渡部 義信 http://www.kensetsukankyo.co.jp	業務担当 菅 俊太郎 分析担当 赤塚 陽子	〒330-0851 さいたま市大宮区榎引町1-268-1 048-668-7282 048-668-1979 labo@kensetsukankyo.co.jp	○	○		○		○	○
(株)建設技術研究所 代表取締役社長 大島 一哉 http://home.ctie.co.jp/	環境部 山田 規世	〒330-0071 さいたま市浦和区上木崎1-14-6 048-835-3610 048-835-3611 nr-yamad@ctie.co.jp						○	○
(株)コーヨーハイテック 代表取締役 今村 二八朗	技術部 安野 宏昭	〒362-0052 上尾市中新井404-1 048-780-6152 048-780-6154 kht@koyo-corp.jp	○	○	○				
(株)埼玉環境サービス 代表取締役 仁平 仁 http://www2.odn.ne.jp/saikan/	代表取締役 仁平 仁	〒355-0156 吉見町長谷1643-159 0493-54-1236 0493-54-5114 saikan@pop02.odn.ne.jp		○					
社団法人 埼玉県環境検査研究協会 会長 森田 正清 http://www.saitama-kankyo.or.jp	専務理事 山崎 研一 業務本部長兼課長 野口 裕司	〒330-0855 さいたま市大宮区上小町 1450-11 048-649-5499 048-649-5543 news@saitama-kankyo.or.jp	○	○	○	○		○	○
財団法人 埼玉県健康づくり事業団 理事長 吉原 忠男 http://www.saitama-kenkou.or.jp	環境部環境測定課 野村 和彦	〒338-0824 さいたま市桜区上大久保519番地 048-859-5160 048-851-2615 kankyou@saitama-kenkou.or.jp		○				○	

注) 土壌調査指定機関とは、土壌汚染対策法に基づく指定調査機関を指します。なお、県残土条例に基づく土壌分析については、濃度(土壌)の事業所区分欄をご参照ください。

埼玉県環境計量協議会 会員名簿 (5/9)

(アイウエオ順)

事業所名 代表者 役職氏名 URL	連絡担当者 部署 氏名	事業所所在地 TEL FAX 連絡用Eメールアドレス	濃度計量 (下段・特定計量)				騒音	振動	土壌 調査 指定 機関
			水質	大気	臭気	土壌			
埼玉県鍍金工業組合 理事長 仁科 俊夫 http://www15.ocn.ne.jp/~s-mekki/index.html	分析 篠永 智恵子	〒331-0811 さいたま市北区吉野町2-222-7 048-666-2184 048-652-7631 s-mekki@crest.ocn.ne.jp	○						
埼玉ゴム工業(株) 代表取締役 宇和野 庄二 http://www.saitamagomu.co.jp/mesh	環境メッシュ係長 松広 岳司	〒347-0057 加須市愛宕2-5-24 0480-63-1700 0480-62-2420 mesh@saitamagomu.co.jp	○	○	○	○	○	○	
社団法人産業環境管理協会 会長 南 直哉 http://www.jemai.or.jp	技術部 鶴崎 克也 環境技術センター 竹下	〒335-0022 戸田市上戸田5-3-22 電話048-441-2411 03-5209-7707 03-5209-7716 takeshita@jemai.or.jp	○	○			○	○	
(株)産業分析センター 代表取締役 高野 宏 http://www.sangyobunseki.co.jp/	営業課 湊 康弘	〒340-0023 草加市谷塚町405 048-924-7151 048-928-3587 ias@sangyobunseki.co.jp	○	○	○	○	○	○	
サンワ保全(株) 代表取締役 二神 淳 http://www.sanwahozen.co.jp	中黒 秀長	〒350-1327 狭山市笹井1838 04-2953-3970 04-2952-1223 bunseki@sanwahozen.co.jp	○	○					
JX日鉱日石エネルギー(株) 中央技術研究所 試験分析 センター(戸田) 試験分析センター長 牧島 英男 http://www.noe.jx-group.co.jp	試験分析センター 村井 幸男	〒335-8502 戸田市新曾南3-17-35 048-433-2145 048-433-2150 yukio.murai@noe.jx-group.co.jp	○	○		○			

注) 土壌調査指定機関とは、土壌汚染対策法に基づく指定調査機関を指します。なお、県残土条例に基づく土壌分析については、濃度(土壌)の事業所区分欄をご参照ください。

埼玉県環境計量協議会 会員名簿 (6/9)

(アイウエオ順)

事業所名 代表者 役職氏名 URL	連絡担当者 部署 氏名	事業所所在地 TEL FAX 連絡用Eメールアドレス	濃度計量 (下段・特定計量)				騒音	振動	土壌 調査 指定 機関
			水質	大気	臭気	土壌			
ダイキエンジニアリング(株) 代表取締役 甲斐 正満 http://www1.ocn.ne.jp/~daikieng/	取締役 甲斐 恭子	〒350-0034 川越市仙波町4-18-19 049-224-8851 049-224-8365 daikikai@peach.ocn.ne.jp			-			○	
大日本インキ環境エンジニアリング(株)戸田事業所 センター長 篠原 敏彦 http://www.dnee.co.jp/	篠原 敏彦	〒335-0021 戸田市新曽910-1 048-445-2551 048-444-7944 toshihiko-shinohara@dnee.co.jp	○	○	-	○		○	
(株)ダイヤコンサルタント ジオエンジニアリング事業本部 本部長 松浦 一樹 http://www.diaconsult.co.jp	力学物性グループ マネージャー 得丸 昌則	〒331-8638 さいたま市北区吉野2-272-3 048-654-3591 048-654-3178 m.tokumaru@diaconsult.co.jp			-		○	○	
(株)高見沢分析化学研究所 代表取締役 高橋 敬子 http://www.takamizawa-acri.com	常務取締役 高橋 紀子	〒338-0832 さいたま市桜区西堀6-4-28 048-861-0288 048-861-0223 tkmzw@kj8.so-net.ne.jp	○	○	-	○	○	○	
(株)武田エンジニアリング 代表取締役社長 武田 敏充	山田 宏	〒339-0005 さいたま市岩槻区東岩槻4-6-8 048-756-4705 048-756-4760 takeda@takeda-eg.co.jp	○		-				
中央開発(株) ジオ・ソリューション事業部 事業部長 鍛冶 義和 http://www.ckcnet.co.jp	土壌分析室 松井 朋夫	〒332-0035 川口市西青木3-4-2 048-250-1414 048-254-5490 matsui.to@ckcnet.co.jp	○		-	○		○	

注) 土壌調査指定機関とは、土壌汚染対策法に基づく指定調査機関を指します。なお、県残土条例に基づく土壌分析については、濃度(土壌)の事業所区分欄をご参照ください。

埼玉県環境計量協議会 会員名簿 (7/9)

(アイウエオ順)

事業所名 代表者 役職氏名 URL	連絡担当者 部署 氏名	事業所所在地 TEL FAX 連絡用Eメールアドレス	濃度計量 (下段・特定計量)				騒音	振動	土壌 調査 指定 機関
			水質	大気	臭気	土壌			
寺木産業(株) 代表取締役 寺木 眞一郎	環境計測部 松本 利雄	〒 331-0804 さいたま市北区土呂町1-59-7 048-666-2040 048-652-2228 t-matamoto@teraki.co.jp	○	○	○	○			○
(株)テルナイト 東京技術センター 代表取締役社長 山下 恵司 http://telnite.co.jp	東京技術センター 技術研究所 押井 浩幸	〒 342-0045 吉川市木売3-6 048-983-3482 048-984-1851 oshii@telnite.co.jp	○			○			
(有)トーエー環境診断所 代表取締役 藤澤 榮治	代表取締役 藤澤 榮治	〒 360-0853 熊谷市玉井2032-4 048-533-8475 048-533-8475 toe0697@eos.ocn.ne.jp	○	○		○			
(株)東京科研 代表取締役 熱海 隆一 http://www.tokyokaken.co.jp	機器営業部 中嶋 逸夫	〒 113-0034 東京都文京区湯島3-20-9 03-5688-7402 03-3831-9829 nakajima@tokyokaken.co.jp							
(株)東京久栄 代表取締役社長 磯 満 http://www.kyuei.co.jp	環境科学部 浄土 真佐美	〒 333-0866 川口市芝6906-10 048-268-1600 048-268-8301 jodo@tc.kyuei.co.jp	○	○	○	○		○	○
(株)東建ジオテック 技術開発センター 技術開発センター所長 若林 信 http://www.tokengeotec.co.jp	技術開発センター 主任 大熊 純一	〒 335-0013 戸田市喜沢2-19-1 048-441-6301 048-441-6300 center@tokengeotec.co.jp	○			○			○

注) 土壌調査指定機関とは、土壌汚染対策法に基づく指定調査機関を指します。なお、県残土条例に基づく土壌分析については、濃度(土壌)の事業所区分欄をご参照ください。

埼玉県環境計量協議会 会員名簿 (8/9)

(アイウエオ順)

事業所名 代表者 役職氏名 URL	連絡担当者 部署 氏名	事業所所在地 TEL FAX 連絡用Eメールアドレス	濃度計量 (下段・特定計量)				騒音	振動	土壌 調査 指定 機関
			水質	大気	臭気	土壌			
東邦化研(株) 環境分析センター 代表取締役 長島 元 http://www.tohokaken.co.jp/	所長 新保 恭司 営業課 村上 隆之	〒343-0824 越谷市流通団地3-3-8 048-961-6161 048-961-5111 info@tohokaken.co.jp	○	○	○	○	○	○	○
			○	○	-	○			
内藤環境管理(株) 代表取締役 内藤 稔 http://www.knights.co.jp	執行役員 品質管理部部長 鈴木 竜一	〒336-0015 さいたま市南区大字太田窪2051-2 048-887-2590 048-886-2817 webmaster@knights.co.jp	○	○	○	○	○	○	○
			○	○	-	○			
日本化学産業(株) 分析センター 柳沢 英二	環境保全課 水野 達雄	〒340-0005 草加市中根1-28-13 048-931-4291 048-931-4299 t-mizuno@nikkasan.jp	○			○			
					-				
日本環境(株)埼玉支店 埼玉支店長 宮本 敦夫 http://www.n-kankyo.com	埼玉支店長 宮本 敦夫	〒336-0964 さいたま市緑区東大門2-2-14 048-812-6222 048-878-7563 a-miyamoto@n-kankyo.com	○	○	○	○	○	○	○
			○	○	-	○			
日本総合住生活(株) 技術開発研究所 所長 茶位 茂 http://www.js-net.co.jp	環境技術 グループ 高橋 誠	〒338-0837 さいたま市桜区田島7-2-3 048-714-5001 048-844-8522 y-kohno@js-net.co.jp	○	○		○			
(株)ビー・エム・エル BML総合研究所 代表取締役 荒井 元義 http://www.bml.co.jp/	環境検査事業部 川野 吉郎	〒350-1101 川越市の場1361-1 049-232-0475 049-232-0650 kawano-y@bml.co.jp	○	○		○			
			○	○	-	○			

注) 土壌調査指定機関とは、土壌汚染対策法に基づく指定調査機関を指します。なお、県残土条例に基づく土壌分析については、濃度(土壌)の事業所区分欄をご参照ください。

埼玉県環境計量協議会 会員名簿 (9/9)

(アイウエオ順)

事業所名 代表者 役職氏名 URL	連絡担当者 部署 氏名	事業所所在地 TEL FAX 連絡用Eメールアドレス	濃度計量 (下段・特定計量)				騒音	振動	土壌 調査 指定 機関
			水質	大気	臭気	土壌			
(株)放技研 代表取締役 高田 義則	高田 義則	〒 359-0021 所沢市東所沢2-51-1 042-945-0455 042-945-0494 y-takada@hgk.jp	○	○		○			○
(株)本庄分析センター 和田 英雄	和田 英雄 和田 英雄	〒 367-0048 本庄市南1-2-20 0495-21-7838 0495-21-8630 syune@mocha.ocn.ne.jp	○						
前澤工業(株)開発本部 取締役本部長 高岡 伸幸 http://www.maezawa.co.jp	開発本部 分析センター 佐野 亨	〒 340-0102 幸手市高須賀537 0480-42-0712 0480-42-6590 bunseki@maezawa.co.jp	○			○			○
松田産業(株)開発センター 代表取締役社長 松田 芳明 http://www.matsuda-sangyo.co.jp	分析課 花田 克裕 分析課 斎藤 友子	〒 358-0034 入間市根岸字東狭山60 04-2935-0911 04-2934-6815 hanada-k@matsuda-sangyo.co.jp	○						
三菱マテリアル(株)セメント事業カンパニー セメント研究所 所長 古賀 康男 http://www.mmc.co.jp	セメントチーム 山下 牧生	〒 368-0072 横瀬町大字横瀬2270 0494-23-6073 0494-23-6093 mkyamast@mmc.co.jp	○			○			
三菱マテリアルテクノ(株)環境技術センター 所長 小名木 政直 http://www.mmtec.co.jp	分析 松本 貢 営業 松本 忠司	〒 330-0835 さいたま市大宮区北袋町1-297 048-641-5191 048-641-8660 maonagi@mmc.co.jp	○	○	○	○		○	○

注) 土壌調査指定機関とは、土壌汚染対策法に基づく指定調査機関を指します。なお、県残土条例に基づく土壌分析については、濃度(土壌)の事業所区分欄をご参照ください。

埼玉県環境計量協議会 会員名簿 (10/10)

(アイウエオ順)

事業所名 代表者 役職氏名 URL	連絡担当者 部署 氏名	事業所所在地 TEL FAX 連絡用Eメールアドレス	濃度計量 (下段・特定計量)				騒音	振動	土壌調査 指定 機関
			水質	大気	臭気	土壌			
(株)メデカジャパン・ラボラトリー 代表取締役社長 久川 芳三 http://www.mjl.co.jp/	環境検査部 山野 和之	〒 365-8585 鴻巣市天神3-673 048-543-4000 048-542-8571 kankyou@mjl.co.jp	○	○		○			
山根技研(株) 代表取締役 根岸 順治 http://www.yamane-eng.co.jp	大気 吉松 作業環境 羽成 水質・土壌 根岸	〒 367-0114 児玉郡美里町大字中里2 0495-76-2232 0495-76-1951 info@yamane-eng.co.jp	○	○	○	○	○	○	

注) 土壌調査指定機関とは、土壌汚染対策法に基づく指定調査機関を指します。なお、県残土条例に基づく土壌分析については、濃度(土壌)の事業所区分欄をご参照ください。

会員情報に変更が生じた場合に、FAXによる連絡用原稿としてご利用下さい。

.....
.....
埼 環 協 会 員 情 報 変 更 届
.....
.....

埼玉県環境計量協議会 事務局 御中 (FAX 048-649-5543)

発信者

変更又は訂正する情報内容にチェックを入れて下さい。 <input type="checkbox"/> 埼環協通信等の情報関係のEメールアドレス <input type="checkbox"/> 埼環協ホームページに掲載している内容 <input type="checkbox"/> 埼環協ニュースに掲載している会員名簿（下表）の内容

会員名簿の場合に下表の変更部分の名称を○で囲って下さい。

事業所名 代表者 役職氏名 URL	連絡担当者 部署 氏名	事業所所在地 TEL FAX 連絡用Eメールアドレス	濃度計量 (下段・特定計量)				騒音	振動	土壌 調査 指定 機関
			水質	大気	臭気	土壌			

変更実施日	年 月 日より実施
--------------	---------------------

変 更 内 容	
----------------------------	--

*****【 事務局処理欄 】*****

--

埼玉県環境計量協議会 事務局 御中

FAX 048-649-5543

読者アンケート

当会誌について、ご意見、ご希望、ご感想等
がございましたら、このページをご利用頂い
て、事務局までFAXして頂ければ幸いです。

御社名

ご芳名

ご連絡先

編集後記

「関東甲信越地方は、太平洋高気圧の影響で朝からよく晴れて気温が上昇し、埼玉では午前7時現在30℃を越え、今日も熱中症にご注意下さい」とは、朝からの天気予報のコメントです。

「心頭滅却すれば火もおのずから涼し」（快川和尚）、なんて境地には煩惱みちた私にはとてもなれません。「あつき日は心ととのう術もなし、心のまにまみだれつつ居り」（茂吉） でしょうか。ちなみに、気象庁は2007年に新しい用語として、次のように定義されたとか。

「夏日」＝1日の最高気温が摂氏25度以上30度未満になる日

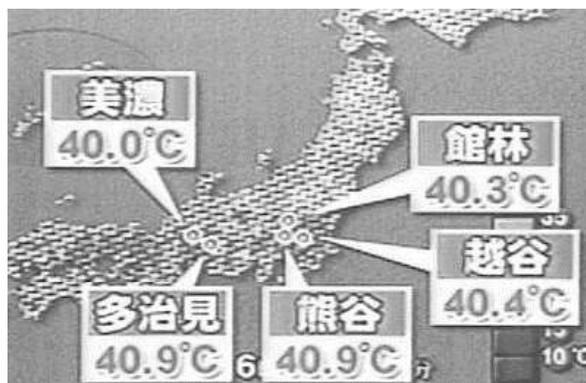
「真夏日」＝1日の最高気温が摂氏30度以上35度未満になる日

「猛暑日」＝1日の最高気温が摂氏35度以上になる日

「熱帯夜」＝最低気温が摂氏25度以下に下がらない夜

こんな、「猛暑日」で「熱帯夜」が続くと、温暖化に拍車がかかったかなと思い、うすらさむさを感じる今日この頃です。

なお、日本の最高気温の記録はご存知、熊谷で2007年8月16日の40.9度です。（TM記）



広報委員

- | | | | |
|-----------|----------------|-------|----------------|
| (長) 永沼 正孝 | (株)環境テクノ | 袴田 賢一 | (社)埼玉県環境検査研究協会 |
| (副) 若林 潤一 | (株)環境管理センター | 松井 朋夫 | 中央開発(株) |
| 清水 文雄 | 環境計測(株) | 吉田 裕之 | (株)環境総合研究所 |
| 野村 和彦 | (財)埼玉県健康づくり事業団 | 小泉 四郎 | 埼環協顧問 |
| (事) 野口 裕司 | (社)埼玉県環境検査研究協会 | | |

埼環協ニュース 218号

発行 平成22年9月1日
発行人 埼玉県環境計量協議会（埼環協）
〒330-0855 埼玉県さいたま市大宮区大小町1450番地11
(社)埼玉県環境検査研究協会内 TEL 048-649-5499
印刷 望月印刷株式会社 (TEL 048-840-2111(代))



埼 環 協